

2024 年度

慶應義塾大学大学院
経営管理研究科
修士課程

履 修 案 内
(2024 年度入学者用)



目次

授業関連留意事項 1

1. 授業時間帯
2. 緊急時における授業の取り扱い
3. 裁判員候補者に選定された場合の取り扱い
4. 休校日

経営管理研究科案内 2

1. 日吉学生部経営管理研究科担当窓口
2. 在学生への連絡事項
3. 学籍番号
4. 学生証
5. 教室・研究室
6. セキュリティ
7. 時間割およびコースアウトライン
8. 休講・補講
9. ロッカー、個人メールボックスおよび机上プレート

カリキュラム 4

1. 開講科目
2. 成績評価・試験等
3. 進級判定
4. ゼミナール
5. 修士論文
6. 課程修了の判定
7. 修士の学位の授与

履修 10

1. 履修申告とは
2. 履修申告期間
3. 履修申告の方法
4. 授業科目ナンバリング(K-Number)
5. 注意事項
6. 他研究科等設置科目の履修上の注意
7. 履修上の相談

教材・授業準備 14

1. 講義要綱
2. 教科書
3. 参考書
4. コースアウトライン(授業の計画)
5. 使用教材

諸届・各種申請 15

1. 休学
2. 退学
3. 本人・保証人住所変更届・保証人変更届・改姓改名届
4. 学費納入と延納申請
5. 学費減免申請
6. 教室利用

7. 学外行事届
8. 構内車輛乗り入れの申請
9. 学内における掲示・配布申請
10. 学内における撮影申請
11. KBS ロゴマーク申請
12. キャンパス内での事故
13. 通学証明書(通学定期)

各種証明書 19

1. 発行方法
2. 証明書の厳封
3. 証明書一覧

国際プログラム 20

1. 交換留学プログラム(International Exchange Program)
2. ダブルディグリー・プログラム(Double Degree Program)
3. 国際プログラム担当教員

デュアル・ディグリー・プログラム 23

1. 医学研究科
2. 薬学研究科
3. 健康マネジメント研究科

奨学制度 25

1. 日本国籍を有する学生対象の奨学金
2. 私費留学生対象の奨学金
3. その他の経済支援制度

健康診断・学生健康保険・学生相談・就職支援等 27

1. 定期健康診断
2. 感染症の予防措置
3. 学生健康保険互助組合
4. 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険
5. 任意加入の補償制度
6. 学生相談室
7. 対人トラブルに関する相談
8. 遺失物の取り扱い
9. 就職・進路支援

Web システム 31

1. Web システム概要
2. パスワード再発行
3. K-LMS:学修支援システム(CanvasLMS)

協生館 4 階, 5 階教室等配置図 33

日吉キャンパス地図 34

関係規程抜粋 36

養成する人材像

<修士課程>

経済活動の高度化・複雑化と国際化を背景とし、産業界においては、生産・販売・財務・人事といった経営の諸機能分野で、管理職能の専門化と管理技術の精緻化が進んでいます。このような専門化と高度化が進展すればするほど、これら専門家たちの活動を、組織として達成すべき目標の実現に向かって統合・調整してゆくリーダーにも、いっそう高度な能力が求められます。

また、情報技術を初めとする技術の進歩は、経済活動のさまざまな可能性を切り開くとともに、人々のライフスタイルを変え、経済活動が満たすべきニーズそのものをも変化させつつあります。さらに私たちには、個々と経済活動を行うに際しても、地球環境問題の深刻化、資源制約の顕在化といったマクロ的な条件への影響にこれまでより一層注意深く配慮することが求められています。

本研究科修士課程は、世界中の人々が密接に影響し合う現代の経済活動において、さまざまな変化を的確に展望し、高度に洗練された専門家たちの活動を統合・調整し、真に価値ある組織的な目標を果敢に実現してゆく、優れた革新的なリーダーを育成することを目的としています。

ディプロマ・ポリシー

修士課程 MBA プログラムを修了すると MBA(修士(経営学))の学位が授与されます。そのためには、1 年次の必修である基礎科目を原則として全科目、一定以上の成績で修得すること、専門科目等を一定単位数以上修得すること、ならびに修士論文の審査に合格することの 3 つが求められています。修了時に強力なリーダーシップ、ビジネスモデル構想力、経営に必要な専門知識、倫理及び社会や公共性を意識した価値観、国際感覚、コミュニケーション能力を獲得していることを重視します。

カリキュラム・ポリシー

修士課程 MBA プログラムは、2 年間フルタイムの教育課程です。1 年次には、経営に関する 8 つの領域に分けて、基礎科目が配置され、全員が必修科目として学ぶことになります。1 年次後半から 2 年次にかけて、それぞれの教育領域ごとに専門科目が配置され、学生は、自分に必要な科目を選択して履修します。また、2 年次にはいずれかの教員のゼミナールに所属し、1 年間をかけて修士論文を作成します。希望する学生には、海外のビジネススクールに留学し、そこでの修得単位を修了に必要な単位に認定する交換留学プログラムが準備されています。

授業関連留意事項

1. 授業時間帯

授業時間帯はキャンパス・学部・研究科によって異なります。

時限	KBS ^{*3}	SDM	KMD	SFC	三田・日吉・矢上・ 信濃町 ^{*1, 2}
1 時限	09:00－10:30	09:00－10:30	09:00－10:30	09:25－10:55	09:00－10:30
2 時限	10:45－12:15	10:45－12:15	10:45－12:15	11:10－12:40	10:45－12:15
3 時限	13:00－14:30	13:00－14:30	13:00－14:30	13:00－14:30	13:00－14:30
4 時限	14:45－16:15	14:45－16:15	14:45－16:15	14:45－16:15	14:45－16:15
5 時限	16:30－18:00	17:15－18:45	16:30－18:00	16:30－18:00	16:30－18:00
6 時限	18:10－19:40	19:00－20:30	18:10－19:40	18:10－19:40	18:10－19:40
7 時限	—	—	—	19:50－21:20	19:50－21:20

^{*1} 学部の定期試験(学期末試験)の時間帯は、変更になる場合があります。

^{*2} 日吉(KBS・SDM・KMDを除く)と矢上の6・7時限、信濃町7時限の設定はありません。

^{*3} 平日6限～7限に開講する専門科目の開始時刻は原則として6限18:30、7限20:10とします。

2. 緊急時における授業の取り扱い

台風・大雨・大雪・地震等の各種自然災害や大規模な事故等による鉄道等交通機関の運行停止、その他緊急事態の発生により、休校措置をとらざるを得ない場合は以下のWebサイト等を通じてお知らせします。

[K-Support(keio.jp)] <https://portal.keio.jp/koid/>

[慶應義塾大学 塾生サイト] <https://www.students.keio.ac.jp/hy/class/schedule/emergency.html>

その他の注意事項

授業開始後に緊急事態が発生した場合は、状況により授業の短縮や早退など別途措置を講じます。掲示や構内放送、上記のWebサイトによる大学からの指示に従ってください。

3. 裁判員候補者に選定された場合の取り扱い

慶應義塾大学は、いわゆる「公欠」という考え方をとっていません。裁判員候補者に選定され、授業の出欠に迷う場合は、KBS 担当にご相談ください。なお、授業の性質上欠席が認められない場合がありますので、注意してください。

4. 休校日

授業を行わない日(以下「休校日」という。)は、次のとおりです。ただし、必要があるときは、休校日を変更し、または臨時に休校することがあります。

休校日

1	日曜日
2	「国民の祝日に関する法律」で定められた休日
3	福澤先生誕生記念日 (1月10日)
4	開校記念日 (4月23日)
6	夏季休校 (7月下旬～8月31日)
7	冬季休校 (12月下旬～翌年1月上旬)
5	春季休校 (3月下旬～4月上旬)

経営管理研究科案内

1. 日吉学生部経営管理研究科(以下 KBS)担当窓口

事務室は日吉キャンパス協生館 2 階にあります。窓口取扱い時間は以下のとおりです。

KBS 担当窓口では、諸届・各種証明書の申込(証明書自動発行機で発行できないもの)、履修申告や成績など教育にかかわる事務手続き、奨学金受付、就職支援などを行っています。定められている提出期日や時間は、必ず遵守して手続きを行ってください。

窓口取扱時間 月～金 8:45～16:45 (11:30～12:30 閉室)

※土曜日・日曜日・祝日・義塾の定めた休日および大学事務の休業期間中は閉室

TEL 045-564-2441 (月～金 8:30～17:00)

E-MAIL kym-kbs@adst.keio.ac.jp

2. 在学生への連絡事項

在学生への連絡事項は、経営管理研究科 Web サイトの「在学生ページ」(<https://www.kbs.keio.ac.jp/student/>)または掲示板に掲載します。機会あるごとに注意して確認してください。Web サイトや掲示板に注意しなかったために、不利益を被ることもあります。

在学生ページを閲覧するためには、ユーザーID とパスワードが必要です。

なお、他研究科・学部設置科目を履修した場合は、その科目を設置している研究科・学部の Web サイトを確認してください。諸研究所、各センター設置科目・講座等についても、それぞれの Web サイトに注意してください。

また、個別の連絡にはメールを使用します。その際は慶應メールのアドレスに連絡しますので、入学後必ず登録作業(アクティベーション)を行い、「慶應 ID」「keio.jp パスワード」を取得してください(詳細は別紙参照)。

3. 学籍番号

学生証の表面と裏面の在籍確認シールに記載されている 8 桁の番号が学籍番号です。この番号は学生一人につき一つずつ付番されている、学生個人を示す固有番号です。履修申告・各種書類提出等あらゆる面で記入が求められます。また、学籍番号は、奨学金の採用発表や修了発表の表示に使用されます。

4. 学生証

学生証は、慶應義塾大学大学院生であることを証明する身分証明書です。同時に協生館内セキュリティカード、本塾図書館入館証および本塾大学学生健康保険互助組合員証を兼ねています。学生証を他人に貸与または譲渡することはできません。学生証は次のような場合に必要となるので常に携帯するようにしてください。

- ・ 本塾教職員の請求があった場合
- ・ 各種証明書および学割証の交付を受ける場合
- ・ 各種試験を受験する場合
- ・ 教室および学生部へ入室する場合

(1) 学生証

学生証は、「カード」「在籍確認シール」および「カードケース」の 3 点で 1 セットです。「カード」の裏面に「在籍確認シール」を貼付した状態ではじめて学生証は有効となります。

学生証は、「カードケース」に必ず入れ携帯してください。なお、理由なく「在籍確認シール」をはがさないでください。

- ・ カード: 交付の際は、記載事項を確認してください。

- ・在籍確認シール: 学年, 有効年月日等が記載されています。内容が正しく記載されているか確認のうえ, 「カード」の裏面に貼付してください。入学生年月日からの標準修業年限(MBA プログラムは 2 年)を有効期限としたシールを配付します。休学・留学・原級等の理由で, シールの有効期限を超えて在学する学生には, 有効期限が切れる前に, 有効期限を 1 年ごとに更新したシールを配付します。古いシールをはがして学生証の裏面に貼付してください。
- ・カードケース: 学生証を使用するうえでの注意事項が記載されています。

(2) 再交付

「カード」および「在籍確認シール」の紛失・破損・汚損などにより再交付を受ける場合は, KBS 担当窓口で「学生証再交付願」に記入のうえ, 申請してください。

- ・手数料: 2,000 円(証紙を購入してください)

(3) 返却

再交付後に紛失した「学生証」が見つかった場合は, ただちに KBS 担当窓口まで返却してください。退学などで離籍する場合も所定の期日までに返却してください。

5. 教室・研究室

後述の「協生館教室等・研究室配置図」のとおりです。教室利用申請については, 後述の【諸届・各種申請 6. 教室利用】を参照してください。

6. セキュリティ

協生館 2 階学生部窓口前スペース(証明書発行機設置場所)・4 階の解錠・施錠時間帯は以下のとおりです。

【協生館 2 階学生部窓口前スペース】

立ち入りには常時学生証が必要です。

21:45～翌 7:15 および日曜・祝日には立ち入りできません。

【協生館 4 階, 5 階】

立ち入りには常時学生証が必要です。

7. 時間割およびコースアウトライン

各学期の時間割およびコースアウトラインは, 在学生ページ(<https://www.kbs.keio.ac.jp/student/>)に掲載します。

8. 休講・補講

止むを得ず授業が休講となる場合は, 原則として補講を実施します。

休講・補講の連絡は, 在学生ページ(<https://www.kbs.keio.ac.jp/student/>)に掲載します。

9. ロッカー, 個人メールボックスおよび机上プレート

- ・学生用ロッカー: 4 階南側セキュリティドアを入ってすぐのスペースにあります。ロッカー使用規則に従い利用してください。鍵は各自で用意してください。
- ・個人メールボックス: 4 階北側中教室 1, 2 の前に設置しています。教材配付等に使用するので, 各自登校の際に必ず中身を確認してください。
- ・机上プレート: 授業で使用します。各自保管し, 毎授業持参してください。

カリキュラム

第 1 学年			第 2 学年		
1	2	3	1	2	3
4 月 - 8 月	9 月 - 12 月	1 月 - 3 月	4 月 - 8 月	9 月 - 12 月	1 月 - 3 月
基礎科目（8 科目）			ゼミナール		
専門科目・自由科目					
■ 入学合宿	■ ビジネス・ゲーム		交換留学プログラム		
			修士論文発表会 ■		
			学位授与式 ■		

＊昨年度実施されたカリキュラムの見直しにともない、今年度新入生の履修する授業科目の単位数や取り扱いに変更が生じています。

＊基礎科目は、個人予習をきちんと行ったうえで、グループディスカッションおよびクラスディスカッションいずれも必ず出席してください。

1. 開講科目

(1) 本研究科に設置される授業科目

A. 基礎科目 1年次必修 (2単位/1科目)

<時間配分>

基礎科目は、ユニット制で授業が行われます(1ユニット=2セッション(1セッション=90分))。時間配分の基本形は、グループディスカッション 90分、休憩 15分、クラスディスカッション 90分で行われますが、科目毎に異なる場合もあるので各授業科目のコースアウトラインにて各自確認してください。

<クラス編成・グループ編成>

10グループ(Aクラス 1～5グループ/Bクラス 6～10グループ)

- ・基礎科目でグループディスカッションを行う場合の教室は別途指示します。
- ・クラス編成: 学期毎に変更
- ・グループ編成: 1・2学期の半ば(6月1日～, 11月1日～)で、同じクラスのままグループのみ変更します。

B. 専門科目 1・2年次選択 (2単位/1科目)

年度によって開講科目は異なります。講義要綱を参照してください。

※専門科目「ビジネス・ゲーム」について、1年次の履修を強く推奨します。

※英語で開講される科目の履修を強く推奨します。

C. 自由科目 1・2年次選択(課程修了の要件には含めない) (単位数は科目により異なる)

年度によって開講科目は異なります。講義要綱を参照してください。

D. 特殊講義 2年次(ゼミナール) (2単位/1科目)

年度によって開講科目は異なります。講義要綱を参照してください。

E. 演習 2年次(ゼミナール) (2単位/1科目)

年度によって開講科目は異なります。講義要綱を参照してください。

F. 国際プログラム(交換留学プログラム／ダブルディグリー・プログラム) 2 年次

詳細は p.20 を参照してください。

G. デュアル・ディグリー・プログラム(医学研究科／薬学研究科／健康マネジメント研究科)

詳細は p.23 を参照してください。

(2) 履修上の注意

- ・2 年次第 3 学期に履修する専門科目は、自由科目扱いとなり、課程修了の要件には含まれません。
- ・同一時間枠に割り当てられている科目を重複して履修することはできません。
また、履修済の専門科目を、修了に必要な単位として重複履修することはできません。もし既に修得済の同一専門科目を重複して履修する場合は、自由科目扱いとなります(修了要件には含まれません)。授業科目名が変更された場合、および担当者変更があった場合でも同様です。
- ・修士の学位論文の作成については、特殊講義と演習(ゼミナール)において指導します。なお、ゼミナールの選択および決定は、1 年次第 3 学期に行います。

2. 成績評価・試験等

(1) 授業科目の成績評価

授業科目の成績評価は、①試験(レポート)成績、②授業での貢献度、および③出席の状況等により決定されます。

(2) 成績評語

本研究科は、各科目の成績を10段階評価(A+～D)で行います。A+～C-は合格、Dは不合格、G は認定です。10 段階評価は、1 年生から 2 年生に進級する際の進級判定や、修士課程修了時の修了判定に使用されます。

評語	A ⁺	A	A ⁻	B ⁺	B	B ⁻	C ⁺	C	C ⁻	D
成績平均点算出 数値評価点	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
成績証明書記載の評語	S		A		B		C		D	
GPA 算出 Grade Point	4.0		3.0		2.0		1.0		0.0	

・成績平均点

成績平均点を算出する際の計算式は次のとおりです。

成績平均点 = { (評語の数値評価点 × 単位数) の総和 } ÷ 履修単位数の総和

*「履修単位数の総和」は取得単位数の総和ではないので注意してください。

*G (認定) は成績平均点算出の際には含まれません。

*課程修了の要件に用いられるのは GPA ではなく「成績平均点」です。

・GPA

2017 年度入学者から GPA (Grade Point Average) 制度を導入し、成績証明書に記載されます。GPA とは、履修登録した科目毎の 5 段階評価を 4.0 から 0.0 までの点数 (GP: Grade Point) に置き換えて単位数を掛け、その総和を履修登録単位数の合計で割った平均点です。

$$\text{GPA} = (\text{履修した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目の GP}) \text{の総和} \div \text{履修した授業科目の単位数の合計}$$

GPA 算出にあたり、P (合格) の科目や F (不合格) の科目、G (認定) の科目、および自由科目は除かれます。

GPA は、当該学期における「学期 GPA」と在学中の全期間における「累積 GPA」の二種類があります。学業成績表には学期 GPA と累積 GPA が記載され、成績証明書には累積 GPA が記載されます。なお、3 学期の学業成績表に記載の学期 GPA は 2, 3 学期通算の GPA となります。

(3) 欠席

各授業科目の試験を含む授業回数の 3 分の 1 以上 を欠席した場合の評語は、D となります。

(4) 試験

授業時間内に行われることがあります。授業時間外に別途指示がある場合もありますので、在学生ページ (<https://www.kbs.keio.ac.jp/student/>) での案内に留意してください。

他研究科・学部 of 科目を履修した場合は、学期末の特定期間に定期試験を行うことがあります。他研究科・学部の試験期間は本研究科の日程と異なりますので注意してください。詳しくは、各研究科・学部の Web サイトで確認してください。

(5) 再試験

基礎科目において評語 D となった場合、1 回に限り再試験を受けることができます。なお、再試験により確定する成績の上限は C- となります。

(6) 追試験

基礎科目の学期末試験が病気等やむを得ない理由で受けられなかった場合は、学習指導委員の承認に基づき、追試験が行われることがあります。追試験は、正規の学期末試験と同等に扱われます。

(7) 不正行為

定期試験、授業内試験、レポート、授業中に行われる小テスト等における不正行為は大学院学則第 161 条により厳しく処罰されます。当該科目が不合格になるだけでなく、場合によっては譴責、減点、停学または退学の処分を受けることもあります。試験における不正行為には、代筆やカンニングはもとより、答案用紙の持ち帰りや試験監督者の指示に従わなかった場合も含まれます。

また、レポートや論文における剽窃・盗用も不正行為ですので十分注意してください。レポート・論文執筆上の最も重要なポイントを挙げておきます。

- ① 自分の意見とそれ以外の部分を明確に分ける。
- ② 他人の文章や見解などを参照・引用する場合は必ず出典を明らかにする。
- ③ 文言を引用するときは、誤字も含めて一字一句正確に引用する。
- ④ 出典の示し方はルールに従う。
- ⑤ インターネットからの引用は URL とページタイトル、およびその取得日を載せる。

※ChatGPT 等生成 AI の使用について

各授業科目において、学部・研究科や担当教員が生成 AI の利用を奨励もしくは許可する場合には、当該教員等が示す方針のもとで適正に活用してください。ただし、生成 AI を利用してレポート等を作成した場合には、その旨を明記することが必要です。

なお、生成 AI の利用は他者の力を借りることと同じ意味を持ちます。各授業科目における課題や試験等に 関して、独力で取り組むことが求められている場合には、生成 AI を利用することは認められません。

(8) 成績通知

学業成績表は、1 学期は 8 月中旬、2 学期は 1 月中旬、3 学期は 3 月下旬から K-Support の「学業成績表」ページで閲覧可能です。利用にあたっては慶應 ID とパスワードが必要です。

取得した科目の成績が成績証明書に記載されるのは、1 学期は 9 月下旬、2・3 学期は 4 月上旬です。

3. 進級判定

(1) 第 1 学年から第 2 学年へ進級する要件

以下の要件をいずれも満していることが要求されます。

- ① 基礎科目(8 科目)を全科目履修し、かつ 6 科目以上に合格していること
- ② 基礎科目(8 科目)全ての成績平均点が所定の水準(数値評価 3.5)以上であること

(2) 進級判定を行う時期および進級発表

原則として、第 1 学年末の研究科委員会において判定します。

進級発表は、3 月中旬に在学生ページ(<https://www.kbs.keio.ac.jp/student/>)にて行います。

(3) 進級できなかった者の処置

上記の進級に必要な要件を満たすことができなかった場合は退学となります。

4. ゼミナール

2 年次は、専任教員の運営するゼミナール(研究室)のひとつに所属し、所属ゼミナール担当教員(指導教員)の指導を受けながら、一つのテーマについて研究を進め、修士論文を作成することになります。ゼミナールの開講形式やスケジュールは指導教員の指示に従います。

1 年次の 3 学期に行われるオープンア期間中に入室を志望するゼミナールの指導教員との面談を経て、所属するゼミナールが決定します。ゼミナール選考のプロセスや日程等の詳細は、在学生ページや説明会の場等でお知らせします。

ゼミナールにおける活動は、大きく分けて、主として輪講や講義、討論などを通した特定領域や関連領域に関する学習や、プロジェクト、テーマ設定や文献サーチ、データ収集など修士論文研究を進める上での準備等に充てる「特殊講義」(前期, 2 単位)と、主に「特殊講義」の成果を踏まえて研究を推し進め、執筆し完成させることに充てる「演習」(後期, 2 単位)の二つの科目として評価されます。両者は、不可分の関係にあり、これらの活動の評価は、3 学期に一括して前期・後期の成績(各 2 単位)に反映されます。単に完成した修士論文のクオリティだけではなく、修士論文完成に至るまでのプロセス、さらには、ゼミナールに対する貢献、すなわち、毎回の議論への参加やゼミナール同期に対するアドバイスなど、ゼミナール開始時点からの活動が総合的に評価されます。

ゼミナールは、少人数の仲間と共に専門性を身につける場であり、学びへの意欲や主体性、積極性、協調性が求められます。体調不良等やむを得ない場合を除き、出席が必須です。当然ながら、授業回数の 3 分の 1 以上を欠席した場合は、「特殊講義」や「演習」の評語は不合格(D)となります。

※ 国際プログラム参加者のうち、IP 参加者はゼミナールに所属して、IP 参加期間中を除きゼミナールに参加します。一方、DD 参加者はゼミナールに所属しません。詳細は、「国際プログラム」のページを参照してください。

5. 修士論文

(1) 修士論文作成のプロセス

- (i) 修士論文説明会への参加 (5 月中旬頃)
- (ii) 研究倫理教材(オンライン)の受講 (6 月中旬頃)
- (iii) 副指導教員の決定(プロポーザル提出前までに)

指導教員の指導の下で、研究テーマを設定し、プロポーザル（研究計画書）の作成を開始する。
当該テーマについて指導を得たい教員に連絡し、内容承認前のプロポーザルについて説明し、副指導教員になることについての承認を得る。

※ 副指導教員は、当研究科教員 2 名以上を含む大学専任教員（専任講師以上）でなければならない。副指導教員は、指導教員と共に、プロポーザルの指導・審査、および修士論文の指導・審査を行う。

(iv) 修士論文のプロポーザル（研究計画書）の提出（6 月中旬～下旬）

指導教員および副指導教員の指導の下、プロポーザルの内容を修正し、プロポーザル（内容承認済）提出する。

学生は、(iv) 以降、ゼミナール内で指導教員から、また、適宜副指導教員からも指導を受けながら、修士論文の作成を進める。

(v) 修士論文の提出（1 月初旬）

修士論文提出後、直ちに修士論文発表会に向けて発表準備を進める。

(vi) 修士論文発表会における口頭発表（1 月上～中旬）

発表会終了後、指導教員および副指導教員の修正指導・要求を受けて、修士論文の修正作業を行う。

副指導教員全員から修正された修士論文に対して承認（合格）が得られた時点で、採点用紙を指導教員に提出する（～1 月末）。

※ 修士論文の合否決定（2 月上旬）。

(vii) 修士論文（製本版）の提出（2 月中～下旬）

※ 具体的な修士論文の作成手順は 5 月頃に在学生ページに掲載されます。詳細はそちらで確認してください。

(2) 修士論文審査基準

修士論文の審査は、経営管理専攻修士の学位に相応しい、幅広い知識体系と専門能力を有していることを確認するために行います。提出された学位論文に対して、ゼミナール指導教員である主査と、関連分野教員である 2 名以上の副査が審査し、最終的に主査が合否を判定し、研究科委員会で審議します。

学位論文は、主題領域における独創性・新規性といった学術的意義、経営実務への示唆や提言といった社会的有用性、および問題提起・研究目的から研究成果に至るプロセスの論理的合理性、データや事例に対して学術的に妥当と考えられる科学的方法論を適用することによって得られた分析や知見などの観点を総合して評価します。特に経営管理研究科では、経営を先導する人材を育成するという当研究科の理念に鑑み、研究成果の学術的価値に留まらず、社会的有用性を有する論文も広く修士論文として審査対象とします。

修士論文は、ゼミナール活動（前期「特殊講義」、後期「演習」）を通じて、テーマを設定し、先行研究を調べ、データの収集や分析を行い、考察を加え、試行錯誤を繰り返しながら一本の論文の形にまとめるものです。したがって、合格水準に達する修士論文を作成するためには、前項「4. ゼミナール」でも述べたように、ゼミナール開講期間全体にわたってゼミナール活動に真摯に臨む姿勢が不可欠です。

※ 国際プログラム参加者のうち、IP 参加者は修士論文を作成し、提出します。DD 参加者は修士論文に代えて成果報告書を作成し、提出します。

6. 課程修了の判定

(1) 課程修了の要件

在学年限(2年間)内に、以下の条件を全て満たしていることが要求されます。

- ① 基礎科目 12 単位以上修得
- ② 基礎科目および専門科目の合計で 38 単位以上修得
- ③ 特殊講義 2 単位修得
- ④ 演習 2 単位修得
- ⑤ 修士論文の審査に合格していること
- ⑥ 履修した基礎科目および専門科目すべての成績平均点が所定の水準(数値評価 4.0)以上であること。

(2) 課程修了の判定時期および修了発表

課程修了の判定は、3 月に開催される研究科委員会において行われます。

修了発表は、3 月中旬に在学生ページ(<https://www.kbs.keio.ac.jp/student/>)にて行います。

(3) 課程修了の要件を満たせなかった場合の処置

課程修了の要件を満たせなかった者は、在学年限(2年間)の終了とともに退学となります。

7. 修士の学位の授与

課程修了者の学位授与式は、3 月下旬に行われます。

履修

1. 履修申告とは

履修申告はその学期に履修する授業科目を登録するものであり、また修学的意思を確認するものです。毎学期、必ず、所定の期間に申告しなくてはなりません。所定の期日までに申告しない場合は、学則第161条により退学処分になることがあります。以下をよく読み、誤りのないよう漏れなく申告してください。

履修申告に際して各学期の科目数上限はありません。後述【教材・授業準備】の項を参照のうえ、Web履修申告システムを利用して期間内に履修申告を行ってください。講義要綱・コースアウトラインは在学生ページ(<https://www.kbs.keio.ac.jp/student>)に掲載します。なお、各授業科目第1回目の講義には必ず出席してください。

また、授業科目を登録せずに休学したい場合は、後述の【諸届・各種申請 1. 休学】の項を参照の上、学習指導担当と相談し、あらかじめ休学願を提出してください。休学願は履修申告で授業科目を登録した後でも、原則9月末まで提出することができます。

2. 履修申告期間

1 学期 : 2 年生 3 月 11 日(月)10:00～3 月 13 日(水)11:00

1 年生 4 月 3 日(水)12:30～5 日(金)16:00

2 学期 : 6 月下旬～7 月上旬(予定)

3 学期 : 11月中旬(予定)

*履修申告期間は各学期の時間割公開時に通知します。

*履修申告期間中でも4:00AMから一時間程度はデータ保守のため、システムが使用できません。

*各学期の履修申告は、当該学期に開講される授業科目についてのみ行ってください。(後述する他研究科・学部設置科目を除く)

3. 履修申告の方法

K-Support にログインした後、「授業」カテゴリの「履修申告」を選択します。メニューから「履修申告」を選択してください。科目検索の登録番号タブから履修したい科目・分野を選び登録します。

(参考)履修申告操作マニュアル:

<https://www.students.keio.ac.jp/com/class/system/course-reg-manual.html>

(1) 登録番号について

1 つの授業科目には 1 つの登録番号が付いています。開講曜日・時限が複数にわたっている授業科目についても登録番号は 1 つだけです。その登録番号を 1 つ登録することで他の時限についても登録されます。この場合、該当する全ての曜日・時限に別の授業科目を登録することはできません。

(2) 欄(分野)について

それぞれの科目をどの欄(分野)で履修申告するかは以下のとおりです。履修申告した科目は、A 欄・B 欄に関わらず全て成績標語がつきます。一度登録した科目の欄(分野)の変更はできないので、変更する場合は登録した科目を削除し、変更したい欄(分野)で登録しなおしてください。

【A 欄】:履修申告の際の初期設定は A 欄となっています。A 欄申告した科目は修了必要単位に含まれます。経営管理研究科設置の専門科目はすべて A 欄申告してください。ただし、過年度に単位を修得した科目を再度履修する場合、A 欄申告はできません。

【B 欄】:B 欄申告した科目は自由科目となり、修了単位には含まれません。2 年生が経営管理研究科設置の 3 学期の科目を履修申告する場合もしくは単位を修得した科目を再度履修する場合は分野を[B 欄:11]に変更して履修申告してください。

(3) 必修科目について

以下の基礎科目・特殊講義・演習は自動登録されるので、各自で履修申告する必要はありません。

【1年生】

- 1 学期 会計管理, 経営科学, マーケティング, 組織マネジメント
- 2 学期 生産政策, 財務管理, 経済・社会・企業
- 3 学期 総合経営

【2年生】

- 1 学期: 特殊講義
- 2 学期: 演習

4. 授業科目ナンバリング (K-Number)

2022 年度より, 全授業科目に対して, レベルや学問分野, 授業実施形態等を示す番号を付番する授業科目ナンバリング制度(K-Number)を導入しています。

K-Numberによって興味関心のある学問分野を検索し, 体系的な学修計画に基づいた学びが可能となります。なお, 複数の学部・研究科に併設された授業科目については, 各学部・研究科ごとに異なるK-Numberが付与されます。

K-Number の構成

(1) (2) (3) (4)
 ***-**-1111-111-11
 ① ② ③④⑤ ⑥ ⑦⑧⑨ ⑩

		種類	内容
(1)	科目設置	① 学部・研究科	科目が設置されている学部・研究科, 学科・専攻等をアルファベットで示します。 各学部・研究科の表記は, 塾生サイトで確認してください。
		② 学科・専攻	
(2)	科目主番号	③ レベル (履修学年の目安)	全学共通の考え方に基いた科目のレベルを数値で示します。 0: 学部共通 1: 1 年次配当レベル (または入門/導入レベル) 2: 2 年次配当レベル (または基礎レベル) 3: 3 年次配当レベル (または応用/発展レベル) 4: 4 年次配当レベル (または専門/実践レベル) 5: 5 年次以上配当レベル (または高度レベル) 6: 修士課程配当レベル 7: 博士課程配当レベル 8: 専門職学位課程配当レベル 9: その他
		④ 大分類	各学部・研究科科目を体系化し分類を数値で示します。
		⑤ 小分類	詳細は各学部・研究科からの案内を参照してください。
		⑥ 科目種別	科目を修得した場合の種別を数値で示します。 1: 必修科目, 2: 選択必修科目, 3: 選択科目, 4: 自由科目, 9: その他
(3)	科目補足	⑦ 授業区分 (全塾共通)	授業の区分を数値で示します。 1: 語学, 2: 講義, 3: 演習, 4: 実験・実習・実技, 5: 論文, 6: 研究指導, 7: 講義および実習, 9: その他
		⑧ 授業実施形態 (全塾共通)	授業実施形態を数値で示します。 1: 対面授業 (主として対面授業), 2: オンライン授業 (主としてリアルタイム形式), 3: オンライン授業 (主としてオンデマンド形式), 4: オンライン授業 (全回オンデマンド形式)
		⑨ 授業言語 (全塾共通)	授業言語を数値で示します。 1: 日本語, 2: 英語, 9: その他
(4)	学問分野	⑩ 学問分野 (全塾共通)	学問分野を数値で示します。 詳細は塾生サイトで確認してください。

5. 注意事項

- ・履修申告は、指定された期日までに K-Support の「授業」カテゴリの「履修申告」から申告してください。
- ・期日までに申告しない場合は、修学の意思がないものとして退学処分になることがあります(大学院学則第 161 条)。
- ・履修申告にあたっては、前学期末に K-Support の「学業成績表」で公開された学業成績表で修得した授業科目を確認してください。特に誤登録、申告漏れ等によって不利益が生じる場合があります(課程修了に影響する場合があります)ので十分に注意してください。
- ・Web 履修申告画面上の曜日・時限はあくまで参考です。授業科目によっては、時間割が不規則なので時間割で各自よく確認してください。
- ・時間割は変更されることがあります。履修申告前に在学生ページ(<https://www.kbs.keio.ac.jp/student>)を確認してください。
- ・履修したい科目を登録後,[CHECK]ボタンを選択し,要修正欄にエラーメッセージがないか確認してください。[CHECK]ボタンの選択後,履修申告内容に不備があると,要修正欄にエラーメッセージが表示されます。エラーメッセージを確認し,履修申告期間中に,要修正欄の表示が消えるまで,不備を修正してください。また,確認欄にメッセージが表示されている場合,メッセージの内容を確認し,必要に応じて履修申告内容を修正してください。
- ・[CHECK]ボタン選択後の確認が終わり,履修申告が完了したら,上部メニューの 印刷 を選択してブラウザーの印刷画面を開き,履修申告内容を必ず印刷(保存)してください。ご自身の申告内容を示す大切な控えとなりますので,学期末の学業成績表との確認が終わるまで大切に保管してください。(PDF で保存しても構いません。)
- ・履修申告期間中は何度でも科目の登録・取消ができますが,締切後はやむを得ない理由がない限り申告科目の変更・追加および欄(分野)の変更は一切できません。
- ・履修登録した科目は,必ず履修しなければなりません。ただし,授業開始後,所定の手続を行った者のみ学習指導委員の判断で2科目を上限に履修取消を認めます。取消を希望する場合は所定の期間内に所定の手続を行ってください。
- ・履修登録した科目は,学期半ばで放棄したり,試験を受けなかったりすると,その科目については不合格(D)の扱いとなります。
- ・履修申告をしていない科目を受講しても一切無効であり,単位は修得できません。

6. 他研究科等設置科目の履修上の注意

指導教授が研究上有益と認めた場合,他研究科・学部・諸研究所に設置された科目の一部を履修することができます。これらの科目は自由科目扱い(修了要件には含まれない)となります。

(1) 履修申告時期

他研究科・学部設置科目(SDM・KMD・理工学研究科・健康マネジメント研究科・政策・メディア研究科を除く)の履修申告受付は春学期のみのため,通年科目および春学期のみ開講される科目だけではなく,秋学期のみ開講される科目も全て必ず1学期に履修申告してください(2学期の履修申告時には原則新規登録はできません)。SDM・KMD・理工学研究科・健康マネジメント研究科・政策・メディア研究科設置の秋学期開講科目については2学期に履修申告してください。KBS 設置科目と他キャンパスに設置されている科目を同じ曜日に履修する場合は,連続した時限は履修できません。必ず1時限空けて履修申告してください。

なお昼休みを挟んだ2限と3限は続けて履修できます(政策・メディア研究科・総合政策学部・環境情報学部・健康マネジメント研究科・看護医療学部を除く)。

(2) 他研究科等設置科目履修申請方法

在学生ページ(<https://www.kbs.keio.ac.jp/student>)から「他研究科・学部設置科目履修申請書」用紙を出力し,指導教員および科目担当教員の了承を得て,履修取り消し期間内に提出してくだ

さい。

春・通年科目の提出:1 学期の履修取消期間

秋学期科目の提出:2 学期の履修取消期間

(3) 他研究科所属学生の履修を制限する科目

他研究科および学部 of 必修科目, 実験実習科目やクラス指定のある科目の履修は原則認められません。詳細は以下のページで確認してください。

他研究科設置科目履修について／他学部設置科目履修について

<https://www.students.keio.ac.jp/com/class/registration/other-faculties.html>

7. 履修上の相談

学習指導委員に各自相談してください。

教材・授業準備

1. 講義要綱

講義要綱には、各授業科目の概要、成績評価方法、教科書、参考書等の情報を掲載しています。講義要綱は、在学生ページ(<https://www.kbs.keio.ac.jp/student/>)のほか、講義要綱・シラバス・時間割 Web 検索ページ(<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/>)からも閲覧できます。

2. 教科書

各授業科目で使用する教科書は、講義要綱に記載されています。経営管理研究科では、基礎科目の教科書は全員に配付しますので、各自で購入する必要はありません。専門科目および自由科目の教科書は各自で購入してください。

3. 参考書

参考書は、必要と判断する場合には各自で購入してください。

4. コースアウトライン(授業の計画)

コースアウトラインには、各授業の詳細な授業計画(セッション、月日、各セッションの担当教員、時間配分、主題・内容、使用教材)を掲載しています。ここに掲載されている教材をもとに授業の予習を進めてください。時間配分には、1 回の授業内でグループディスカッションとクラスディスカッションの両方を実施する際の時間配分が記載されていますので、必ず確認してください。

なおコースアウトラインは、授業が進んでいく中で変更になることもあります。変更は主に授業中等に担当教員からアナウンスされますので注意してください。

授業に際し、担当教員に連絡をとりたい場合は、記載されているメールアドレス宛に直接連絡してください。

5. 使用教材

経営管理研究科は予習を前提とした授業が多くを占めています。よって使用教材の多くは、初回の授業開始前に配付します。配付は個人メールボックスを中心に行いますが、基礎科目など配付教材が多い場合には別の方法をとることがあります。その場合は在学生ページ

(<https://www.kbs.keio.ac.jp/student/>)において事前にアナウンスしますので確認してください。なお、授業開始後に個別に配付される教材もありますので、各自登校した際は必ず個人メールボックスの中身を確認してください。

諸届・各種申請

1. 休学

「病気その他やむを得ない理由により欠席が長期にわたる場合には、保証人連署の上願い出て必要の期間休学することができる。」(大学院学則第 125 条第 1 項)

(1) 「休学願」の提出

休学する場合は、KBS 担当窓口で交付する所定の「休学願」に本人・保証人の自署・押印の上、学習指導委員との面接後、提出してください。本人と保証人の筆跡・印鑑が同一である場合は受け付けられません。

また、病気・怪我により休学を希望する場合は、別途医師の診断書が必要です。休学期間は当該年度末までとし、進級や修了に必要な在学期間には算入されません。休学が次の年度に及ぶときには、改めて許可が必要です。再度「休学願」を KBS 担当窓口提出してください。

A. 休学願提出期限：各学年について、原則 9 月末までに提出してください。

B. 休学期間は、通年(4 月 1 日～翌年 3 月 31 日)となります。

(2) 休学願記入後の教員との面接について

学習指導委員に各自で連絡を取って面接を受け、承認印をもらうことが必要です。

(3) 就学届

休学期間が終了し復学する際は、速やかに所定の「就学届」を提出してください。なお、病気による休学から復学する場合は、別途医師による快復した旨の記載のある診断書を添付してください。

(4) 休学期間の学費について

休学期間の学費については、各学期において授業料の全額を減免します。納付が必要な費用は在籍基本料および代理徴収費用(研究会費・自治会費・学生健康保険互助組合費等)となります。

学費の詳細および金額については、「慶應義塾ウェブサイト」→「入学案内」→「学費」ページを確認してください。なお、留学・休学中も、本大学の学事・学生生活支援、図書館、情報環境等に関する諸サービスの利用が可能であるため、在籍基本料は減免の対象となりません。

2. 退学

(1) 自主退学

事情により退学する場合、KBS 担当窓口で交付する所定の「退学届」に本人・保証人の自署・押印の上、学習指導委員と面談後、学生証と共に KBS 担当窓口提出してください。

A. 「退学届」の提出：

a. 本人、保証人の氏名欄は各人が署名してください。

* 筆跡が同一である場合は受付できません。

b. 本人と保証人の捺印(異なる印鑑で捺印してください)。

* 同一の印鑑の場合は受付できません。

B. 「学生証」の返却

C. 退学年月日：

a. 退学年月日は、授業料等が完納となっている場合、本人の希望日(通常は各学期末:1 学期 8 月 31 日・2 学期 12 月 31 日・3 学期 3 月 31 日)となります。

b. 退学年月日が学期末より前の場合、当該学期に修得した単位は抹消されます。

(2) 処分退学

自主退学の他、以下の学則により退学になる場合があります。

【大学院学則第 128 条(抜粋)】

① (省略)

② 経営管理研究科修士課程 MBA プログラムの在学年限は、2 年とする。

【大学院学則第 161 条(抜粋)】

この学則若しくは、これに基づいて定められた学内緒規則に違反し、又は学業を怠り気品を害ね、その他学生としての本分にもとる行為のあった者については、懲戒として情状により、譴責、減点、停学又は退学の処分をする。ただし、懲戒退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ、これを命ずるものとする。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当の理由がなくて出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

3. 本人・保証人住所変更届・保証人変更届・改姓改名届

以下に該当する事象が生じた場合には、在学生向けポータルサイト「K-Support」内の「申請」から速やかに手続きを行ってください。

※各種必要書類についても K-Support 上でご確認ください。

- (1) 本人の住所変更
- (2) 保証人の住所変更
- (3) 保証人変更
- (4) 改姓改名届

4. 学費納入と延納申請

学費の納入については、「学費 Navi」システムにてお手続きいただきます。2024 年 4 月以降、keio.jp メールアドレス宛に、ログイン方法についてご連絡いたしますのでご確認ください。専用振込用紙による銀行窓口振込、ATM での振込、インターネットバンキング、口座振替のいずれかにて納入をお願いいたします。

納入期限:春学期 4 月末日／秋学期 10 月末日

(秋学期は春学期と同時に納入することができます。)

〈参考〉大学院学則第 133 条第 1 項:

授業料その他必要な費用を所定の期日までに納入しないときは退学させることがある。

やむをえない事情で学費を期日までに納入できない場合は、所定の延納申請書を春学期分は 5 月 15 日(水)、秋学期分は 11 月 15 日(金)までに提出してください。

その理由が適当と認められた者に対して適用証明書が交付されます。なお、延納が認められる期日は、春学期分は 7 月 31 日(水)、秋学期分は 12 月 24 日(火)までとします。

延納申請書は塾生サイト

(<https://www.students.keio.ac.jp/com/scholarships/tuition/extension.html>) からダウンロードすることができます。

5. 学費減免申請

休学期間中の学費の減免申請をする場合は、所定の「学費減免申請書」を提出してください。ただし、すべての休学者に適用されるわけではありません。詳細は、KBS 担当窓口で相談してください。

〈参考〉休学期間中の学費の取り扱いに関する規程第 3 条第 1 項

大学院生については、授業料、施設設備費および実験実習費(以下、あわせて「授業料等」という。)を減免する。

6. 教室利用

授業に関する諸々の会合のために4階の階段教室1～4、5階のディスカッションルーム1～5を使用したい場合は、4営業日前までにKBS担当 kym-kbs@adst.keio.ac.jp までご相談ください。いずれもマナーを守って利用してください。利用後は必ず原状に復してください。

7. 学外行事届

学外で合宿、催物などを行う場合は、学生団体活動支援システム(<https://studentlife.gakuji.keio.ac.jp/>)で申請を行ってください。申請期日等については学生団体活動支援システムの「学外行事届の申請手引き」を参照してください。期日までに申請がない場合、学外活動中の事故、ケガの際保険対象外となりますので必ず手続きをしてください。

8. 構内車輛乗り入れの申請

塾生の車輛入構は原則として認められていません。ただし傷害・疾病等や物品の搬出入等やむを得ない事情により車輛入構の必要がある場合は、4営業日前までにKBS担当窓口に応用してください。

9. 学内における掲示・配布申請

ポスターやチラシ・パンフレット等を学内で掲示・配布する場合は、掲示物をKBS担当窓口を持参し許可を受けてください。

10. 学内における撮影申請

慶應義塾日吉キャンパス構内で撮影を実施したい場合は、事前に所定の申請書を提出し、許可を得てください。詳細はKBS担当窓口を確認してください。

11. KBS ロゴマーク申請

KBSのロゴマークを使用したい場合は、事前に所定の申請書を提出し、許可を得てください。申請書は、在学生ページ(<https://www.kbs.keio.ac.jp/student/>)からダウンロードすることができます。詳細はKBS担当窓口を確認してください。

12. キャンパス内での事故

キャンパス内で事故が起こった場合は、KBS担当窓口(045-564-2441)、受付時間外および休日の場合は、協生館防災センター(045-564-2452または内線37100)へ連絡してください。医療機関、救急車の手配など必要な措置がとられます。

13. 通学証明書(通学定期)

以下の手順で、紙の「通学証明書」をあらかじめ発行してから、通学定期を購入してください。

①証明書発行サービス(「塾生サイト」→「各種手続き」→「証明書」→「証明書の発行」からアクセス)にログインし、「通学証明書」を申請する。

②コンビニエンスストア、もしくは証明書発行機で「通学証明書」を印刷する。

③通学証明書に通学区間等を記入し、駅窓口等に通学証明書を提出して通学定期を購入する。

※「通学証明書」の発行手数料は無料ですが、コンビニエンスストアで印刷する場合、印刷料金が60円かかります。

※通学区間は「自宅最寄駅」から「学校最寄駅」の最も経済的な経路に限ります(バス利用の場合は最寄りの停留所)。不正が判明した場合、通学証明書の発行を停止したり、学則に基づき処分することがあります。

※自宅住所を変更する場合、K-Supportの「申請」内、「住所確認・変更」にて、住所変更の申請を行っ

てください。通学証明書に新住所が反映されるのは、住所変更の承認通知メールが届いた翌朝 7:00 以降です。

なお、授業科目履修のために所属以外のキャンパスに通学するための手続きは、塾生サイトでお知らせします。

各種証明書

1. 発行方法

各キャンパスの証明書発行機、もしくは全国のコンビニエンスストアにて証明書を発行できます。

また、電子証明書(PDF)のダウンロードリンクを直接提出先に送付するオンライン送付機能もあります。詳細は、塾生サイト(<https://www.students.keio.ac.jp/com/procedure/certificate/issue.html>)で確認してください。

① コンビニエンスストアでの発行

全国のコンビニエンスストア(セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン)にて、各種証明書を発行できます。発行には事前の申請、手数料の支払いが必要です。

※学割証はコンビニエンスストアで発行できません。証明書発行機を利用してください。

② 証明書発行機での発行

設置場所	稼働時間
協生館2階学生部窓口前スペース	月～土 8:45～20:15 ※土曜日は授業期間のみ稼働。日・祝は停止。

上記時間帯でも、システムのメンテナンス等の理由により証明書を即日発行できない場合があります。発行停止日は、掲示やWebサイトで確認してください。

③ 電子証明書(PDF)のオンライン送付

電子証明書(証明書のPDFデータ)のダウンロードリンクを就職先企業、海外の教育機関等に直接送付する機能です。詳細は塾生サイトで確認してください。

2. 証明書の厳封

厳封が必要な証明書は、KBS担当窓口に申し込みをしてください。証明書発行機、コンビニエンスストアで発行された証明書は、厳封できませんので注意してください。

証明書の種類によっては発行に時間がかかる場合があります。

3. 証明書一覧

証明書	言語	手数料	発行場所	発行日数	発行開始日	備考
在学証明書	和文	300 円	証明書発行機 コンビニ オンライン	即日	4 月 1 日	
	英文					
成績証明書	和文	300 円	証明書発行機 コンビニ オンライン	即日	4 月 1 日	
	英文					
修了見込証明書	和文	300 円	証明書発行機 コンビニ オンライン	即日	2 年次 4 月 1 日	休学期間を含めない
	英文					
健康診断証明書	和文	300 円	証明書発行機 コンビニ オンライン	即日	6 月 9 日	受診した年度の年度末まで
	英文					
学割証	和文	無料	証明書発行機	即日	4 月 1 日	

上記以外の証明書を発行する場合は、KBS担当窓口で相談してください。また、塾生サイト(<https://www.students.keio.ac.jp/com/procedure/certificate/issue.html>)も参照してください。

国際プログラム

※国際プログラムに関する情報は、在学生ページに掲載します。
応募を検討している方は、随時ご確認ください。

1. 交換留学プログラム(International Exchange Program)(通称: IP)

2 年次 2 学期に、本研究科が交換留学協定を締結している海外ビジネススクールで学ぶことができるプログラムです。詳細は 2025 年度派遣学生対象の募集要項(2024 年 6 月頃公開予定)で確認してください。

(1) 募集概要

募集時期: 1 年次 3 学期(1 月)

応募資格: ① 派遣時に 2 年次に在籍する者

(一部抜粋) ② 1 年次 1 学期と 2 学期に履修した基礎科目の平均点が 4.5 以上であること

③ 1 年次 2 学期までに授業言語が英語の専門科目を 1 科目以上履修し、単位を修得していること

④ 提携校で修学するに足る語学能力と動機、意思を有する者

- ・ TOEFL iBT のスコアが 70 点以上であること(学内選考においては、出願日からさかのぼり 2 年以内のスコアを有効とする)

- ・ 米国の提携校(ハワイ大学を除く)に留学を希望する学生は、TOEFL iBT スコアが 90 点以上であること

※各テスト日の試験結果「Test Date Scores」のみ有効とする。「MyBest Scores」の利用は認めない。

※英語を母語とする学生を含め、TOEFL iBT スコアの提出は全員必須とする。

- ・ 上記にかかわらず、留学希望校が独自の語学力の基準を設けている場合は当該基準以上の英語力を有すること

⑤ 本研究科修士課程の課程修了の可能性を持つ成績で、留学中も修士論文の作成に取り組むことができる者

⑥ その他協定校が定める要件および本研究科が募集要項に定める要件の全てを満たす者

※注意※

応募資格の緩和や出願期間の延長等の例外的措置は事由の如何を問わず一切行わない。

選考: 募集要項で指定された方法で出願期間内に提出された出願書類を評価対象とし、学業成績、語学能力および志望動機を総合して本研究科委員会が派遣の可否および派遣先を決定する。

(2) 費用

留学先での授業料は免除されますが、渡航費、生活費、教科書代等その他の留学諸経費は個人負担となります。なお、本制度を利用して留学する学生は、本学が指定する海外旅行保険および海外危機管理サポートへの加入が必須であり、加入費用・保険料は個人負担となります。詳細は募集要項で確認してください。

(3) 留学先での履修および単位認定について

【履修について】

派遣学生は、留学先で本研究科における専門科目に相当する授業科目を 3 科目 6 単位以上または 4 科目 4 単位以上履修しなければなりません。単位数の目安として、授業時間数の合計が 700 分以上 1500 分未満は 1 単位、1500 分以上は 2 単位として換算されます。授業時間数の合計が 3000

分を超える場合は、履修登録を行う前に交換留学プログラム(IP)担当教員に相談してください。

【単位認定について】

留学先で修得した単位は、本研究科における専門科目に相当する授業科目に限り、所定の手続きにより定められた上限数内(2023 年 4 月までの入学者は 8 単位, 2024 年 4 月以降の入学者は 15 単位)で修了に必要な専門科目の単位として認定されることがあります。認定された科目の評語は「G」となります。

2. ダブルディグリー・プログラム(Double Degree Program) (通称: DD)

KBS と提携校で合計 2 年間学び、各校の修了要件を満たした場合に 2 つの学位が授与されるプログラムです。2025 年度派遣学生対象の募集要項は 6 月頃に在学生ページに掲載します。以下の内容は、協定校の事情により変更される可能性がありますので、必ず 2025 年度派遣学生対象の募集要項で最新の情報を確認してください。

(1) 提携校・プログラムの基本情報

【提携校】

- ・ ESSEC Business School(フランス) (以下、ESSEC)
- ・ HEC Paris(フランス)(以下、HEC)

【プログラムの基本情報】

留学期間	9 カ月 (2 年次 1 学期～2 学期)	
選考	ESSEC	学内選考および ESSEC における候補生を対象にした選考
	HEC	学内選考および HEC における <u>正規の入学試験</u>
費用	ESSEC	留学中は慶應義塾大学に学費を納入し、ESSEC の学費は免除される。ただし、教科書・資料代などの授業中に発生する経費および生活費等、学費以外の費用は個人負担とする。
	HEC	留学中の学費およびその他の費用は HEC で支払う。慶應義塾大学の学費は免除されるが、経営管理学会費と学生健康保険互助組合費は徴収する。
	(共通) 本学が指定する海外旅行保険および海外危機管理サポートへの加入が必須であり、加入費用・保険料は個人負担となる。	
学位授与について	学位の授与は、各校がそれぞれの課程修了要件や学位授与要件に基づき独立して行う。DD に参加しても、一校の学位しか得られない場合、あるいはどちらからも得られない場合もあるため、各校の要件を各自確認のうえ、両校の課程修了要件および学位授与要件を満たすように履修計画をたてる必要がある。	
提携校から授与される学位の種類	ESSEC	MIM
	HEC	MBA
特殊講義・演習、修士論文に特定の課題についての研究成果の取り扱いについて	派遣学生は本研究科のゼミナールに所属せず、修士論文プロポーザルおよび修士論文に代えて、プログラム開始時に「リサーチプラン」を、プログラム終了前に「成果報告書」を作成する。どちらも主査 (DD 担当教員) および 2 名以上の副査による審査に合格し、研究科委員会における合格の承認を経て、修了日が含まれる学期に経営管理特殊講義および経営管理演習の単位が付与される。経営管理特殊講義の評価対象となる「リサーチプラン」は、MBA プログラム学生が作成する修士論文プロポーザルに準ずる内容となるよう主査および副査の指導のもと作成する。経営管理演習の評価対象となる「成果報告書」は、MBA プログラム学生が作成する修士論文に準ずる内容となるよう主査および副査の指導のもと作成する。	

単位認定	留学中に提携校で修得した単位は、本研究科の専門科目に相当する授業科目に限り、15単位を上限に本研究科修士課程の修了に必要な単位として認定されることがある。
------	---

(2) 募集・選考

募集時期： 1 年次 10 月初旬

出願資格： 出願時に本研究科 MBA プログラム 1 年次に在籍しており、2025 年度に 2 年次に在籍する予定の者のうち、以下の条件を満たす者

- ① 本研究科修士課程 1 年次 1 学期と 2 学期に履修した基礎科目 7 科目のすべてに合格し、その成績平均点が 6.5 以上であること。ただし、学内選考出願時点では 1 学期に履修した基礎科目 4 科目のすべてに合格し、その平均点が 6.5 以上であること。
- ② 本研究科修士課程第 1 学年に履修した基礎科目 8 科目 (16 単位) すべてに合格し、その他に専門科目 8 単位以上を修得すること。ただし、学内選考出願時点では前項同様 1 学期に履修した基礎科目 4 科目のすべてに合格し、その平均点が 6.5 以上であること。
- ③ 第 1 学年の 2 学期までに授業言語が英語の専門科目を 1 科目以上履修し、単位を修得していること。ただし、派遣選考応募時点では単位未修得でも履修中の当該科目があれば出願を認める。

※上記①～③については、学内選考合格後に当該要件を満たさないことが判明した場合は、その時点で派遣学生の資格は失効する。

- ④ TOEFL iBT100 点以上、GMAT600 点以上であること

※各スコアは、出願する年の 12 月 31 日からさかのぼり、2 年間までのスコアを有効とする。

- ⑤ 一定年数の実務経験を有すること

- ・ ESSEC: 合計 12 ヶ月以上
- ・ HEC: 合計 24 ヶ月以上 10 年未満

- ⑥ 1 年次 2 学期の派遣選考応募時点で、1 年次の学費を完納していること。

- ⑦ ESSEC については、派遣決定後、原則として 2 年次進級前までに 2 年次の学費を完納すること (HEC は該当しない)。

- ⑧ ESSEC については、フランスで高等学校を卒業した者、または学士学位を修得した者は出願不可。

- ⑨ ESSEC については、過去に ESSEC の入学試験を受け不合格となった者、または合格したが入学を辞退した者は出願不可。

選 考： 書類審査及び面接審査により行う。面接審査は英語で行う。

3. 国際プログラム担当教員

2024 年 4 月現在の各国際プログラム担当教員は以下のとおりです。

- ・交換留学プログラム(IP)担当： 山尾 佐智子, 同補佐: 浅川 和宏
- ・ダブルディグリー・プログラム(DD)担当: 井上 哲浩

デュアル・ディグリー・プログラム

※デュアル・ディグリー・プログラムの申請時期は例年 1 年次の 1 月～2 月頃です。
詳細は在学生ページに掲載しますので、応募を検討している方は随時ご確認ください。

1. 医学研究科

医学研究科とのデュアル・ディグリー・プログラムは、ビジネス教育並びに医学教育のさらなる融合によりビジネスと医学双方に通じた人材を育成することを目的としています。本研究科と医学研究科に設置された共通科目を履修し、双学位課程修了に伴い修士(経営学)取得後最短 1 年で修士(医科学)が取得できます。

(1) 本研究科での履修内容

本研究科在学時に、医学研究科の提供する科目、本研究科が提供する「産業経済分析:ヘルスケア産業」ならびに「ヘルスエコノミクス」を履修する必要があります。ただし、この 2 科目は KBS での修了単位を超えて取得することが必要。本研究科修了後、医学研究科の入試に合格した学生は、医学研究科に入学します。

(2) 医学研究科での履修内容

必修科目 26 単位、選択科目 4 単位、計 30 単位の取得を持って課程修了の要件とします。ただし本研究科在籍中に取得した医学研究科の科目、「産業経済分析:ヘルスケア産業」ならびに「ヘルスエコノミクス」を、医学研究科の学位取得のための単位として、医学研究科が認定することができます。

2. 薬学研究科

本塾大学薬学部薬科学科の新卒学生で本制度により本研究科に入学した学生、または他大学薬学部を卒業して本研究科に入学した学生が、本制度により引続いて薬学研究科に入学した場合、最短で 1 年間で修士(薬科学)を修了し、計 3 年間で 2 つの学位を取得できるプログラムです。

(1) 本研究科での履修内容

本研究科在学中に、以下の科目を履修登録し所定の単位を取得することが必要です。

- ・本研究科が設置する「産業経済分析:ヘルスケア産業」、「ヘルスエコノミクス」、および「ヘルスケアマネジメント&ポリシー」。ただし、この 3 科目は本研究科での修了単位を超えて取得しなければなりません。
- ・薬学研究科修士課程の「大学院特別講義 A」もしくは「大学院特別講義 B」。

(2) 薬学研究科での履修内容

本研究科在学中に取得した「産業経済分析:ヘルスケア産業」、「ヘルスエコノミクス」、および「ヘルスケアマネジメント&ポリシー」や薬学研究科の科目は、薬学研究科の修士学位取得のための単位として、薬学研究科が認定することができます。単位認定は、薬学研究科入学後に申請するものとし、本研究科在学中に取得した本研究科設置科目の単位または薬学研究科設置科目の単位を合わせて 10 単位を上限とします。

3. 健康マネジメント研究科

経営管理研究科の学生で、保健・医療・福祉の分野で 2 年以上の実務経験のある者(新卒者は除く)が、本制度により経営管理研究科修了後引続いて健康マネジメント研究科に入学した場合、最短 1 年間で健康マネジメント研究科を修了することができ、計 3 年間で 2 つの学位(修士(経営学)と修士(公衆衛生学))を取得することができます。

(1) 本研究科での履修内容

経営管理研究科の修了単位は 42 単位です。

経営管理研究科在学時に健康マネジメント研究科の科目を履修することができます。ただし、当該科目は経営管理研究科の修了単位には含めません。

(2) 健康マネジメント研究科での履修内容

健康マネジメント研究科の修了単位は 30 単位です。

経営管理研究科在学時に修得した経営管理研究科設置科目の単位および健康マネジメント研究科設置科目の単位は、合わせて 10 単位を上限に健康マネジメント研究科の取得単位として認定することができます。

奨学制度

1. 日本国籍を有する学生(※)対象の奨学金

※外国籍の場合は、法定特別永住者・永住者・定住者・日本人(永住者)の配偶者または子。
「学内の奨学金」で単年度採用のものに限り、在留資格「家族滞在」も申請可。

(1) 申請方法について

奨学金に関する情報は以下の Web サイトに掲載します(要 ID, パスワード)。

・塾生サイト:<https://www.students.keio.ac.jp/hyg/kbs/>

・在学生ページ:<https://www.kbs.keio.ac.jp/student/>

・奨学金公募情報の Web サイト:

https://kif2.keio.jp/jukunai/mita/scholarships/information/jp_kbs_j.html

申請希望者は必ず当該年度の『奨学金案内』を確認し、提出書類を準備の上、各奨学金の申請期間に、指定の申請方法に従って提出してください。『奨学金案内』は以下の Web サイトで公開しています。

・『奨学金案内』:<https://www.students.keio.ac.jp/com/scholarships/apply/form.html>

(2) 主な奨学制度

奨学金は、「給付奨学金」と「貸与奨学金(返還の必要あり)」の 2 つに分類されます。奨学金ごとの申請資格・提出書類・申請期間などの詳細は、「奨学金案内」および上記 Web サイトで確認してください。申請期間は変更になる可能性がありますので必ず Web サイトで確認をしてください。

奨学金の名称	申請期間(予定)	給付/貸与	期間
日本学生支援機構奨学金	4 月	貸与	標準修業年限
慶應義塾大学大学院奨学金	4 月	給付	1 年間 (修士 1 年優先)
慶應義塾大学修学支援奨学金	5・6月, 11月	給付	1 年間 (再申請可)
慶應義塾大学「研究のすゝめ奨学金」	4 月	給付	1 年間 (修士 2 年対象)
指定寄付奨学金	4 月	給付	1 年間 (再申請可)
民間団体奨学金・地方公共団体奨学金	主に 4・5 月	給付/貸与	標準修業年限のものが多い

(2024 年度 4 月現在)

2. 私費留学生対象の奨学金

私費留学生対象奨学金の詳細は下記の慶應義塾大学国際センターWeb サイトおよび『外国人留学生奨学金案内』を参照してください。

・国際センターWeb サイト:https://www.ic.keio.ac.jp/intl_student/scholarship/keio_student.html

・『外国人留学生奨学金案内』:https://www.ic.keio.ac.jp/intl_student/scholarship/intl_student.html

慶應義塾大学が募集する私費外国人留学生対象の奨学金に申請するためには、年 2 回(3・4 月, 9 月)「奨学金希望者登録」を行う必要があります。登録方法, 期間等は上記国際センターWeb サイトで確認してください。

(注) 在学生ページ(<https://www.kbs.keio.ac.jp/student/>)にも、私費留学生対象の奨学金に関する補足情報などを掲載する場合がありますので随時確認してください。また、国籍を問わず募集を行う「研究のすゝめ奨学金」については、在学生ページに情報が掲載されます。

3. その他の経済支援制度 ※詳細は『奨学金案内』を確認してください。

- ・ 慶應義塾大学教育ローン制度
- ・ 国の教育ローン(日本政策金融公庫)

健康診断・学生健康保険・学生相談・就職支援等

1. 定期健康診断

2024 年度定期健康診断(以下、健康診断)を以下のとおり実施いたします。健康診断は学校保健安全法に基づいて全学年を対象に年1回実施しています。慶應義塾大学学則に「学生は毎年、健康診断を受けなければならない」と定められていますので、必ず受診してください。

健康診断に関する最新の情報は適宜、保健管理センターWEB ページを確認してください。(K-Support でも案内することがあります)

健康診断は、①事前問診と②計測等の健康診断(事前予約制) 於:日吉キャンパス記念館 によって完了します。

必ず、①事前問診を登録してから②計測等の健康診断を受けてください。未登録の場合、受付ができません。

詳細ならびに予約方法は、3 月中に K-Support ニュースにてお知らせします。

健康診断について

<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/health-checkup/index.html>

注意事項:健診当日、検尿用採尿具の説明をよく読んで採尿し、持参してください。採尿容器は、保健管理センターまたは日吉学生部大学院担当窓口で配付します。健康診断受診前に受け取ってください。

*2024 年 4 月 1 日以降に外部医療機関で受診する方は、健康診断結果の写しを提出いただければ、計測等の健康診断の代替といたします。ただし、大学発行の「健康診断証明書」は発行できません。

<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/health-checkup/student/extra.html>

*計測等の健康診断が未受診の場合は、以下の書類の発行・単位の履修は認められません。

- ・「健康診断証明書」の発行
- ・「体育実技」の履修

2. 感染症の予防措置

本キャンパスでは麻しん(はしか)、風しん(三日ばしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、水痘(みずぼうそう)、百日咳、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などの感染症の罹患が報告されています。

これらの学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法により出席停止となります。罹患した場合(特にインフルエンザや新型コロナウイルス感染症にかかった場合)は、ただちにウェブサイト(<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/report.html>)にアクセスし、保健管理センターへ罹患報告をしてください。また、登校する際には、感染症登校許可証明書(上記ウェブサイトからダウンロード可)に必要な事項を主治医に記載してもらい、登校再開日に、保健管理センターへ提出してください。罹患した感染症によっては医師面接が必要になることもあります。

3. 学生健康保険互助組合

学生健康保険互助組合(以下「学生健保」とは、学生の相互扶助の精神に基づき、学生生活を健康面からサポートすることを目的に1959年に設立された互助組織です。慶應義塾大学に在籍する学部・大学院の正規生が入学と同時に組合員となります。

学生健保の主な活動として、医療給付があり、これは組合員が医療機関で保険適用の診療を受けた場合に支払った自己負担額の一部を給付する制度です。

学生健保では、このほか、契約旅館の宿泊費補助や日吉キャンパスでのトレーニングルームの運営など

も行っています。

詳しくは、入学時に配付した「健保の手引き」を参照してください。

4. 学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)・学研災付帯賠償責任保険(略称「学研賠」)

大学の教育研究活動中の災害事故保障のために、大学が保険料の全額を負担して日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」および「学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。事故等が起こった場合には、入学時に配付した「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」および「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を確認の上、手続を行ってください。

保険対象活動

学研災:大学内外での正課・大学行事・課外活動、大学施設内、通学中でのケガなど

学研賠:国内外の正課・大学行事・課外活動その往復において、他人にケガをさせたり他人の財物を損壊したりした場合など

5. 任意加入の補償制度

任意加入の補償制度としては、「保険」と「共済」の2 つがあります。加入希望の場合は、直接それぞれに申し込んでください。

「学生総合補償制度」(保険):(株)慶應学術事業会(慶應義塾関連会社)(03-3453-6098)

「学生総合共済」・「学生賠償責任保険」(共済):慶應生活協同組合(045-563-8489)

6. 学生相談室(独立館1階)

学生相談室は、学生生活を送っていく中で出会うさまざまな事柄について、気軽に相談できる場所です。原則として予約制となります(電話予約可)。開室日時は、以下のページで確認してください。相談内容については、秘密を守ります。友人や家族と一緒に来室されても結構です。また、相談内容によっては、必要に応じて他の窓口への紹介も行います。また、学生相談室ではカウンセラーによるカウンセリングだけでなく、より豊かで充実したキャンパスライフを送れるよう、様々なグループ企画を用意しています。詳しくは学生相談室にお問い合わせください。

学生相談室:<https://www.students.keio.ac.jp/com/life/consult/counseling-room.html>

日吉学生相談室 045-566-1027

7. 対人トラブルに関する相談

慶應義塾の理念は気品の泉源・智徳の模範たる教育機関であることです。在学生には、義塾内外において、性別や国籍、年齢、職務経験等によらず、他者を尊重し、常に敬意を持って接することが求められます。登校中やオンラインでの授業・学校行事参加中はもちろんのこと、放課後やキャンパス外でのオフの時間の会食や旅行等の企画においても、節度を持った行動が一人ひとりに求められます。しかし、節度を保っているつもりでも、誤解や感情のもつれから対人トラブルに発展する場合があります。また、中にはハラスメントに発展する場合もあるかもしれません。ハラスメントは人権侵害行為であり、上で述べた慶應義塾の理念に反する行為です。

対人トラブルに巻き込まれたり、目撃したりした時には、一人で悩まずにできるだけ早く信頼できる人に相談しましょう。学内には、慶應義塾ハラスメント防止委員会とKBS ハラスメント対策委員会の二つの組織があり、KBS 在学生はどちらに相談することもできます。どちらの委員会も、対人トラブルやハラスメント行為に関する相談・調査・調停・仲裁を、中立的に行います。それぞれに申立てプロセスが異なりますので、注意してください。

(1) 慶應義塾ハラスメント防止委員会

詳細は、別途配布しているリーフレットまたは同委員会のホームページ
(<http://www.harass-pco.keio.ac.jp/>)を確認してください。

ハラスメント防止委員会事務局(三田キャンパス塾監局 3 階)

開室時間: 月～金曜日 8:30～17:00

※感染症予防対策のため上記の開室日・時間は異なることがあります

TEL 03-5427-1629, FAX 03-5427-1630, E-MAIL harass-pco@adst.keio.ac.jp

相談には、他キャンパスの教職員が対応します。

(2) KBS ハラスメント対策委員会

KBS 内での対人トラブルに関する相談は、他の相談事と同様に、まず学生部や学習指導補佐の教員に連絡してください。学習指導補佐の教員との面談を希望する場合には、面談の申込に際して、A4 で 2～3 枚相当で次の項目を記載した相談書を提出して下さい。1) 意思表示, 2) 相談内容, 3) 懸念される点, 4) 具体的事実, 5) あればエビデンス, 6) KBS への要望, 7) その他。

学習指導補佐: 齋藤 卓爾, 大藪 毅(M46 学年担当), 木村 太一(M47 学年担当)

学習指導補佐の先生との面談で、ハラスメントの疑義が認められる場合、「KBS ハラスメント対策委員会」へ申し立てて貰います。なお、「KBS ハラスメント対策委員会」では、在学生からのハラスメントの疑義に申し立てに対する対応のほか、在学生が安心して学業に専念できるよう、ハラスメントに関する啓蒙活動、防止活動にも注力しています。

KBS ハラスメント対策委員会: kbs-hpc@kbs.keio.ac.jp

委員: 山尾 佐智子(委員長), 林 高樹, 中村 洋, 学生部職員 (2024 年 4 月 1 日時点)

※年度の途中で委員が変更となる可能性があります。確認の必要がある場合には、学生部に問い合わせください。

8. 遺失物の取り扱い

届けられた遺失物は日吉学生部学生生活担当(独立館1階)にて3か月間保管しています。協生館内での遺失物については、同 1 階防災センターでも保管している場合がありますので、同センターにお問い合わせください。

9. 就職・進路支援

就職活動および各種進路に関する様々な情報を提供しています。

就職担当連絡先: career@kbs.keio.ac.jp

- (1) 専門スタッフによる履歴書・職務経歴書・志望書等の書き方支援や、志望先、企業・業種それぞれに必要な記述内容の指導
- (2) 各種ガイダンス・セミナーの実施
 - ・就職ガイダンス, ジョブフェアの実施
 - ・各キャンパスで開催されるガイダンス, セミナーへの参加も可能です。
- (3) 求人票, 企業情報, OB・OG 名簿, インターンシップ情報等の提供

塾生によせられた各企業(団体)からの求人情報・セミナー案内や先輩達の「就職活動体験記」は、「慶應義塾共通認証システム(keio.jp)」を利用して、学外からでも検索することができます。利用にあたっては、各自の「慶應 ID」でログインをしてください。その他、企業・団体から慶應義塾に届いた求人票や企業案内は、Box に掲載します(閲覧には keio.jp 認証が必要です)。Box には塾生サイト(<https://www.students.keio.ac.jp/hyg/kbs/>)からアクセスできます。 (「就職・進路」ボタン→「就職活動支援ツール」)

OB・OG 名簿は学生部窓口にある塾員検索システムから閲覧できます

- (4) 進路報告

修了者は必ず大学に「進路報告」をしてください。報告された情報は、在学生の就職活動に役立てられるほか、統計や、省庁・外部機関の調査資料等に使用されます。また、修了者の就職先として、今後、研究科ホームページやパンフレット等に掲載させていただきます。学生部の指示に従い、進路報告を行ってください。

Web システム

1. Web システム概要

Web「塾生サイト」	
URL	https://www.students.keio.ac.jp/
概要	塾生の皆様に向けた各種情報を提供しています。
主な提供サービス	授業，学生生活，就職・進路，イベント，奨学金，国際交流，各種手続きに関する情報など ※最新のお知らせは K-Support (keio.jp) に掲載します。

K-Support (keio.jp)	
URL	http://keio.jp/
ID/Password	慶應 ID／パスワード
使用方法等	機能詳細・操作方法については「K-Support」ログイン後のメニュー→「K-Support の使い方」の他、以下を参照してください。 https://www.itc.keio.ac.jp/ja/keiojp_manual.html
概要	共通の ID(慶應 ID)で様々なサービスを提供するためのシステムです。トップページには、事務室からのお知らせや呼出、イベント案内など、最新の情報が掲載されるため、日常的に確認してください。利用するには慶應 ID の取得とパスワードの設定(アクティベーション)が必要です。
慶應 ID 取得	慶應 ID を取得するためには、「アクティベーション」を行ってください。その際に個人認証として「アクティベーションキー」が必要です。「アクティベーションキー」は、学生証が入っている封筒に同封されています。アクティベーション手順については以下のマニュアルを参照してください。 https://www.hc.itc.keio.ac.jp/ja/keiojp_manual_activation_newstd.html アクティベーションは一度しか利用できません。慶應 ID や設定したパスワードを忘れてしまった場合は、学生証を持参の上、各キャンパスの ITC 窓口に出向いてください。
主な提供サービス	■ K-LMS:学修支援システム(CanvasLMS) 主に学修支援を目的としたシステムです。教材配付・レポート提出・お知らせ・ディスカッション等の機能を提供しています。 ■ 履修申告 履修申告・追加履修申告・履修取消・新規履修申告科目なし申告を行うシステムです。 ■ 登録済科目確認 履修中科目の一覧を表示します。 ■ 各種申請 各種手続きや申請(住所変更、保証人変更等)を行うことができます。(詳細は P.16) ■ 証明書発行サービス 学内証明書発行機、および全国のコンビニエンスストアで証明書を発行できるサービスです。(詳細は P.19) ■ 学業成績表 学業成績表の閲覧が可能です。 ■ 健診結果のお知らせ 当該年度に受診した学生のみ健康診断の結果の閲覧ができます。閲覧開始時期は健診受診時にお知らせします。結果についての質問等は保健管理センターに問い合わせてください。

	■ Google Workspace Google 社が提供する Web アプリで、メール（慶應メール）、ドライブ、カレンダー、グループ、連絡先などのサービスが利用できます。 ■ Box クラウド型のオンラインストレージサービスで、ファイルのバックアップやアーカイブといった用途に加え、教職員や学生間、外部の方とファイルを共有する目的でも利用できます。 ■ ソフトウェアライセンス取得システム 義塾が契約を結んでいるソフトウェアのライセンス配布システムです。 ■ keiomobile2/eduroam 個人のパソコンやスマートフォンなどをキャンパス内無線 LAN（Wi-Fi）に接続することでインターネットを利用できます。
--	---

その他 Web システムの説明、履修申告や Web エントリーシステムの操作マニュアル、操作上の注意事項は、塾生サイトの以下のページを参照してください。

<https://www.students.keio.ac.jp/com/class/system/>

2. パスワード再発行

各 Web システムのパスワード再発行窓口は以下のとおりです。

ログインID	ログインパスワード	再発行窓口	必要書類
慶應ID	keio.jp パスワード	日吉ITC	学生証

3. K-LMS:学修支援システム(CanvasLMS)

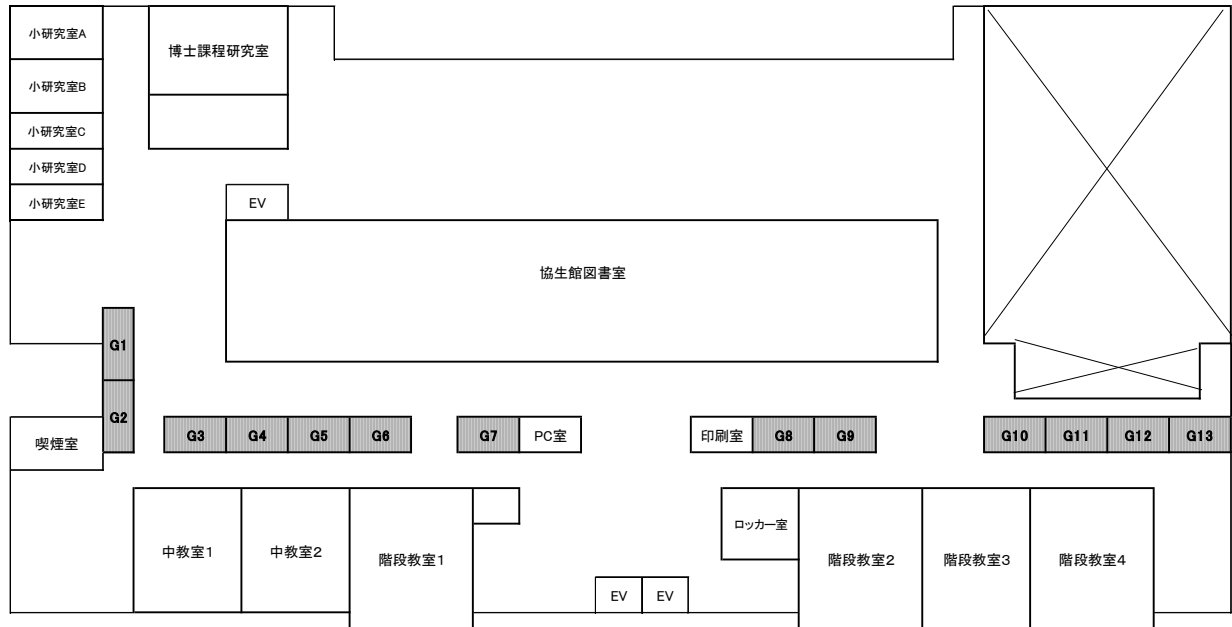
主に学修支援を目的としたシステムです。教材配布・レポート提出・お知らせ・ディスカッション等の機能を提供しています。詳細は以下のページを参照してください。

K-LMS (CanvasLMS) マニュアル

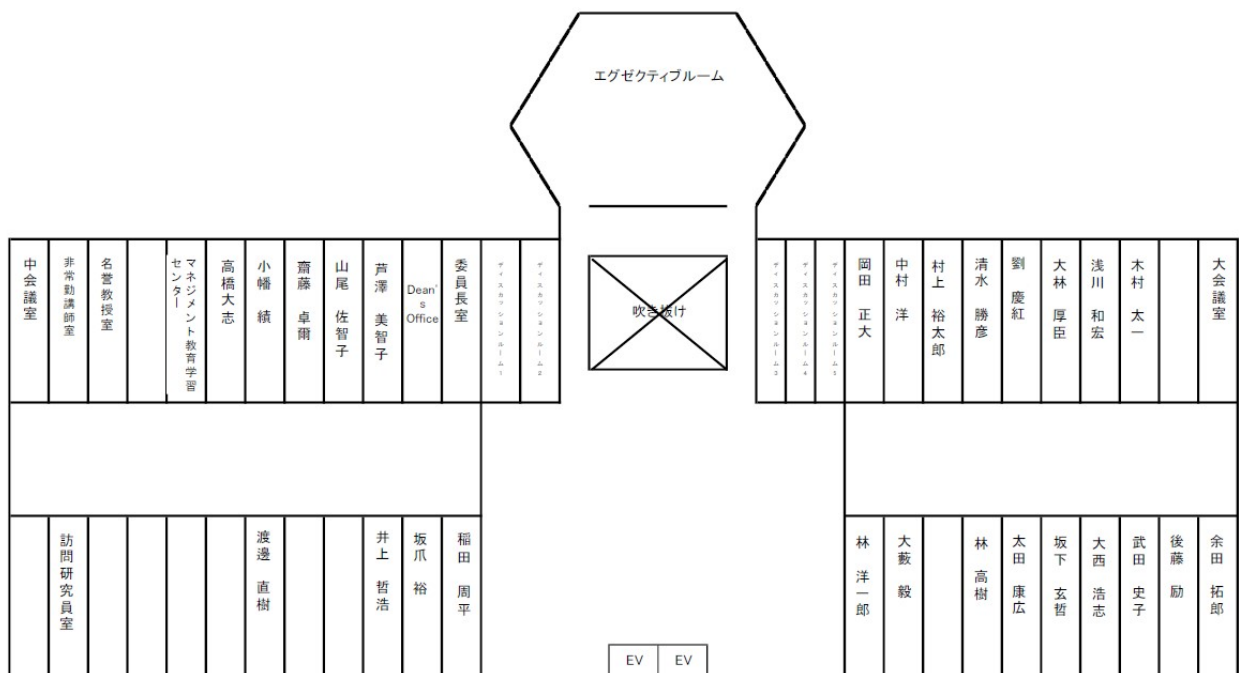
https://www.mita.itc.keio.ac.jp/ja/keiojp_edu2.html

協生館 4 階, 5 階教室等配置図

協生館4階教室等配置図



協生館5階研究室配置



日吉キャンパス地図



- 【1】 日吉図書館(日吉メディアセンター)
- 【2】 第4校舎A棟(J411-J447)
- 【3】 第4校舎B棟(J11-39,ゼミ3,ゼミ4)
- 【4】 第4校舎独立館(DB105-DB203, D101-D413),日吉コミュニケーション・ラウンジ
- 【5】 第6校舎(J611-642,ゼミ1,ゼミ2) グリーنزテラス
- 【6】 第3校舎(301-336)
- 【7】 塾生会館(課外活動棟)
- 【8】 食堂棟(学生食堂,学生団体スペース)
- 【9】 来往舎(研究室, 会議室, シンポジウムスペース, ファカルティラウンジ)
- 【10】 生協購買部
- 【11】 藤山記念館(F01-F11, 会議室)
- 【12】 第7校舎(701-704)
- 【13】 第2校舎(212-244)
- 【14】 体育館(柔・剣道場)
- 【15】 スポーツ棟(体育研究所,卓球場)
- 【16】 第8校舎(811,812,831)
- 【17】 記念館
- 【18】 第1校舎(高等学校)
- 【19】 日吉教育棟(高等学校)
- 【20】 日吉会堂(高等学校体育館)
- 【21】 高等学校柔道場

- 【22】 スポーツ医学研究センター
- 【23】 保健管理センター(日吉診療所)
- 【24】 協生館(協生館図書室,藤原洋記念ホール,保育支援施設,開放型体育施設,飲食店,コンビニエンスストア)
- 【25】 蝮谷体育館

関 係 規 程 抜 粋

経営管理研究科在籍者に特に関わりの深い規程について抜粋してありますので、履修案内と合わせて参照してください。なお、大学院学則については、入学時に配布する慶應義塾大学大学院学則を参照してください。

〈1 学 位〉

1－1 学位規程（抜粋）

1－2 学位の授与に関する内規

〈2 授業料減免〉

2－1 留学する学生の学費の取り扱いに関する規程

2－2 休学期間中の学費の取り扱いに関する規程

〈3 そ の 他〉

3－1 大学院在学期間延長者取扱内規

3－2 慶應義塾大学大学院在学期間延長者ならびに年度途中の修了者に対する在学科 その他の学費に関する取扱内規

3－3 協生館大学院生用簡易ロッカー使用規則

1 学 位

1－1 学位規程（抜粋）

昭和31年2月17日制定
2023年12月22日改正

（目的）

第1条 本規程は、慶應義塾大学学部学則（大正9年5月5日制定）および慶應義塾大学大学院学則（大正9年5月5日制定）に規定するもののほか、慶應義塾大学が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位）

第2条 ① 本大学において授与する学位は次のとおりとする。

1 学 士

文 学 部

人文社会学科

哲学専攻	学士（哲学）
倫理学専攻	学士（哲学）
美学美術史学専攻	学士（美学）
日本史学専攻	学士（史学）
東洋史学専攻	学士（史学）
西洋史学専攻	学士（史学）
民族学考古学専攻	学士（史学）
国文学専攻	学士（文学）
中国文学専攻	学士（文学）
英米文学専攻	学士（文学）
独文学専攻	学士（文学）
仏文学専攻	学士（文学）
図書館・情報学専攻	学士（図書館・情報学）
社会学専攻	学士（人間関係学）
心理学専攻	学士（人間関係学）
教育学専攻	学士（人間関係学）
人間科学専攻	学士（人間関係学）

経済学部

法 学 部

商 学 部

医 学 部

理工学部

機械工学科	学士（工学）
電気情報工学科	学士（工学）
応用化学科	学士（工学）
物理情報工学科	学士（工学）
管理工学科	学士（工学）
数理科学科	
数学専攻	学士（理学）
統計学専攻	学士（工学）
物理学科	学士（理学）
化学科	学士（理学）
システムデザイン工学科	学士（工学）
情報工学科	学士（工学）
生命情報学科	学士（理学） または 学士（工学）

総合政策学部

環境情報学部

看護医療学部

薬学部

薬学科	学士（薬学）
薬科学科	学士（薬科学）

2 修 士

文学研究科

哲学・倫理学専攻	修士（哲学）
美学美術史学専攻	修士（美学）
史学専攻	修士（史学）
国文学専攻	修士（文学）または 修士（日本語教育学）
中国文学専攻	修士（文学）
英米文学専攻	修士（文学）
独文学専攻	修士（文学）
仏文学専攻	修士（文学）
図書館・情報学専攻	修士（図書館・情報学）
経済学研究科	修士（経済学）
法学研究科	修士（法学）、修士（公共政策） または修士（ジャーナリズム）

社会学研究科

社会学専攻	修士（社会学）
心理学専攻	修士（心理学）
教育学専攻	修士（教育学）
商学研究科	修士（商学）

医学研究科

医科学専攻	修士（医科学）
-------	---------

理工学研究科

基礎理工学専攻	修士（理学）または 修士（工学）
総合デザイン工学専攻	修士（理学）または 修士（工学）
開放環境科学専攻	修士（工学）
経営管理研究科	修士（経営学）

政策・メディア研究科

政策・メディア専攻	修士（政策・メディア）
-----------	-------------

健康マネジメント研究科

看護学専攻	修士（看護学）
公衆衛生・スポーツ 健康科学専攻	修士（公衆衛生学）、修士（医 療マネジメント学）または修 士（スポーツマネジメント学）

システムデザイン・

マネジメント研究科

システムデザイン・ マネジメント専攻	修士（システムエンジニアリ ング学）または修士（シス テムデザイン・マネジメント学）
-----------------------	--

メディアデザイン研究科

メディアデザイン専攻	修士（メディアデザイン学）
------------	---------------

薬学研究科

薬科学専攻	修士（薬科学）
-------	---------

3 博 士

文学研究科

哲学・倫理学専攻	博士（哲学）
美学美術史学専攻	博士（美学）
史学専攻	博士（史学）
国文学専攻	博士（文学）
中国文学専攻	博士（文学）
英米文学専攻	博士（文学）
独文学専攻	博士（文学）
仏文学専攻	博士（文学）
図書館・情報学専攻	博士（図書館・情報学）
経済学研究科	博士（経済学）
法学研究科	博士（法学）

社会学研究科	
社会学専攻	博士（社会学）
心理学専攻	博士（心理学）
教育学専攻	博士（教育学）
商学研究科	博士（商学）
医学研究科	博士（医学）
理工学研究科	
基礎理工学専攻	博士（理学）または 博士（工学）
総合デザイン工学専攻	博士（理学）または 博士（工学）
開放環境科学専攻	博士（工学）
経営管理研究科	博士（経営学）
政策・メディア研究科	
政策・メディア専攻	博士（政策・メディア）
健康マネジメント研究科	
看護学専攻	博士（看護学）
公衆衛生・スポーツ 健康科学専攻	博士（公衆衛生学）、博士（医 療マネジメント学）または博 士（スポーツマネジメント 学）
システムデザイン・ マネジメント研究科	博士（システムエンジニアリ ング学）または博士（システ ムデザイン・マネジメント学）
システムデザイン・ マネジメント専攻	
メディアデザイン研究科	博士（メディアデザイン学）
メディアデザイン専攻	
薬学研究科	博士（薬科学）
薬科学専攻	博士（薬学）
薬学専攻	
4 専門職学位	
法務研究科	法務博士（専門職）
法曹養成専攻	グローバル法務修士（専門職）
グローバル法務専攻	
② 前項第3号に定めるほか博士（学術）の学位を授与すること ができる。	
（学士学位の授与要件）	
第2条の2 学士の学位は、大学を卒業した者に与えられる。	
（修士学位の授与要件）	
第3条 修士の学位は、大学院前期博士課程を修了した者に与 えられる。	
（課程による博士学位の授与要件）	
第4条 博士の学位は、大学院博士課程を修了した者に与えら れる。	
（論文による博士学位の授与要件）	
第5条 博士の学位は、研究科委員会の承認を得て学位論文を 提出して論文の審査に合格し、かつ大学院博士課程の修了者 と同等以上の学識があることを確認（以下「学識の確認」と いう。）された者に与えられる。	
（専門職学位の授与要件）	
第5条の2 専門職学位は、専門職大学院の課程を修了した者 に与えられる。	
（学識の確認の特例）	
第6条 ① 大学院博士課程における教育課程を終え、学位論	

文を提出しないで退学した者のうち、退学の日から起算して
研究科委員会が定める年限以内に論文による博士学位を申請
した者については、研究科委員会が適当と認めた場合、学識
の確認の一部もしくはすべてを行わないことができる。

② 学位論文以外の業績および経歴の審査によって、研究科委
員会が学識の確認の一部もしくはすべてを行う必要がないと
認めた場合には、当該審査をもって学識の確認の一部もしく
はすべてに代えることができる。

（課程による学位の申請）

第7条 ① 第3条の規定に基づき修士学位を申請する者は、
各研究科の定めるところにより学位論文を指導教授を通じて
当該研究科委員会に提出するものとする。

② 第4条の規定に基づき博士学位を申請する者は、学位申請
書に各研究科の定めるところにより学位論文および所定の
書類を添え、指導教授を通じて当該研究科委員会に提出する
ものとする。

（論文による学位の申請）

第8条 第5条の規定に基づき博士学位を申請する者は、学位
申請書に各研究科の定めるところにより学位論文および所
定の書類を添え、その申請する学位の種類を指定して、学長
に提出しなければならない。

（審査料）

第9条 第5条の規定に基づき博士学位を申請する者に対する
審査料は、次のとおりとする。

1 本大学大学院博士課程の教育課程を終え学位論文を提出 しないで退学した者	50,000 円
2 本大学学士、修士または専門職の学位を与えられた者で 前号の定め以外の者	70,000 円
3 前2号のいずれにも該当しない者	100,000 円
4 本塾専任教職員である者	20,000 円

（医学研究科については40,000円）

（審査ならびに期間）

第10条 ① 修士および博士の学位論文の審査ならびにこれに
関連する試験等の可否は、当該研究科委員会が判定する。

② 博士の学位論文の審査ならびにこれに関連する試験および
学識の確認等は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

（審査委員会）

第11条 研究科委員会は、学位論文の審査ならびにこれに関連
する試験等を行うために、関係指導教授および関連科目担当
教授等2名以上からなる審査委員会（主査および副査）を設
置しこれに当たらせる。

（審査結果の報告・判定方法）

第12条 ① 審査委員会は、論文審査の要旨ならびに試験の成
績等を記録して研究科委員会に報告し、かつ、その意見を開
陳する。

② 研究科委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、
その3分の2以上の賛同をもって学位論文の審査ならびに試
験の可否を決定する。

③ 前項の議決は、無記名投票をもって行う。

（学位授与）

第13条 ① 修士または博士の学位は、研究科委員会において
学位論文の審査ならびに試験に合格した者に対し、学長が当
該研究科委員会の報告に基づき授与する。

② 専門職学位は、当該研究科の修了要件を満たした者に対し、
学長が当該研究科委員会の報告に基づき授与する。

（学位論文要旨の公表）

第14条 本大学は博士の学位を授与したとき、当該博士の学位
を授与した日から3月以内にその論文の内容の要旨および論

文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。
(学位論文の公表)

第15条 ① 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表し「慶應義塾大学審査学位論文」と明記するものとする。ただし、当該博士の学位の授与を受ける前にすでに公表したときはこの限りではない。

② 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科委員会が適当と認めた場合、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

③ 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の表示)

第16条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、学位の後にこれを授与した本大学名を「(慶應義塾大学)」と付記するものとする。

(学位の取消)

第17条 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、または学位を得た者がその名誉を汚辱する行為があったときは、当該研究科委員会および大学院委員会の議を経てその学位を取消するものとする。

(学位記および書類)

第18条 学位記および学位授与申請関係書類の様式は、別表1から別表6までのとおりとする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。ただし、第2条第1項第1号および第2条の2については大学評議会の議を経てこれを行う。

附 則 (2023年12月22日)

この規程は、2024年4月1日から施行する。

1-2 学位の授与に関する内規

昭和59年3月16日制定

2021年12月21日改正

第1条 慶應義塾大学学位規程第13条(学位授与)に関する取り扱いは、この内規の定めるところによる。

第2条 論文博士の学位授与および博士課程単位取得退学者で、再入学しない者に対する課程博士の学位授与に関しては、次のとおり行うものとする。

1 学位授与日は、研究科委員会の議決日とする。

2 研究科委員会が学位論文審査合格を議決した日以降、「学位取得証明書」を発行できるものとする。

3 学位の授与手続きは、次のとおりとする。

ア 研究科委員会の合否判定議決に基づき、研究科委員長はその結果を速やかに学長に報告する。

イ 学長は、研究科委員長の報告に基づき合格者に学位を授与する。

4 学位記は、学位授与式において授与する。

第3条 ① 修士の学位授与、博士課程に在学している者に対する課程博士の学位授与および専門職学位授与に関しては、

第2条第3号と同様の手続きを経て、当該年度末(3月10日)をもって(経営管理研究科修士課程においては当該年度末(3月23日)をもって)学位を授与する。

② 前項の規定にかかわらず、修士課程においてあらかじめ研究科委員会の承認を得て、学位論文を提出締切期日までに提出せず次学期も引き続き在学している者が、研究科委員会の特に認めた期日までに学位論文を提出し課程修了を認定された場合には、春学期末(9月5日)をもって学位を授与することができる。

③ 第1項の規定にかかわらず、後期博士課程(医学研究科および薬学研究科薬学専攻にあつては博士課程)に在学する者で、大学院学則第109条第3項のただし書(医学研究科および薬学研究科薬学専攻については同条第4項のただし書)の適用を受け、春学期末(9月5日)をもって課程修了を認定された場合には、当該春学期末(9月5日)をもって学位を授与することができる。

④ 前項の規定にかかわらず、後期博士課程(医学研究科および薬学研究科薬学専攻にあつては博士課程)に在学する者で、大学院学則第109条第3項のただし書(医学研究科および薬学研究科薬学専攻については同条第4項のただし書)の適用を受け、在学する年度途中において特に課程修了を認定された場合には、認定された日をもって学位を授与することができる。

⑤ 第1項の規定にかかわらず、「大学院在学期間延長者取扱内規」により在学する者が、春学期末(9月5日)をもって課程修了を認定された場合には、当該春学期末(9月5日)をもって学位を授与することができる。

⑥ 前項の規定にかかわらず、「大学院在学期間延長者取扱内規」により在学する者が、在学する年度途中において、特に課程修了を認定された場合には、認定された日をもって学位を授与することができる。

⑦ 第1項の規定にかかわらず、専門職学位課程においてあらかじめ研究科委員会の承認を得て次学期も引き続き在学している者が、研究科委員会の特に認めた期日までに課程修了を認定された場合には、春学期末(9月5日)をもって学位を授与することができる。

⑧ 研究科委員会の定めにより、秋学期から入学を許可した者について、第1項中「年度末(3月10日)」とあるのは「春学期末(9月5日)」と、第2項、第3項、第5項および第7項中「春学期末(9月5日)」とあるのは「年度末(3月10日)」(経営管理研究科修士課程においては「年度末(3月23日)」)と読み替えるものとする。

⑨ 学位記は、学位授与式において授与する。

第4条 学長は、学位を授与した者の氏名その他必要事項を取りまとめ、年2回大学院委員会の各委員に報告しなければならない。

第5条 この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則 (2021年12月21日)

この内規は、2022年4月1日から施行する。

2 授業料減免

2-1 留学する学生の学費の取り扱いに関する規程

平成元年5月23日制定
2020年6月5日改正

第1章 総 則

第1条 ① 慶應義塾大学学部学則（大正9年5月5日制定）第153条、慶應義塾大学大学院学則（大正9年5月5日制定）第124条および慶應義塾大学大学院法務研究科学則（平成15年12月5日制定）第24条により外国の大学に留学する学生の学費に関する取り扱いは、この規程の定めるところによる。

② 2008年度以前に学部に入学者（第2学年編入学については2009年度以前、第3学年編入学については2010年度以前に入学者）および2012年度以前に大学院に入学者が留学（以下、「2008年度以前の学部留学」および「2012年度以前の大学院留学」という。）する場合の学費に関する取り扱いは、この規程に別段の定めがある場合を除き、第4章の規定を優先して適用する。

第2条 ① この規程においては、留学を次の二つに区分する。

1 交換留学

外国の大学、学部または大学院研究科等との間で締結された、学生交換を含む国際交流協定に基づく留学を交換留学とする。

2 私費留学

前号以外の留学を私費留学とする。

② この規程に別段の定めがある場合を除き、交換留学における学費の取り扱いは第2章の規定を、私費留学における学費の取り扱いは第3章の規定を優先して適用する。

第3条 ① この規程における学費とは、代理徴収費用を除く、在籍基本料または在籍料、授業料または在学科、施設設備費、および実験実習費をいう。

② 他の規程による学費の減免または免除（奨学金として支給するものは除く）と、この規程による学費の減免は同時に適用することができる。この場合、当該他の規程による減免または免除を優先して適用し、減額された学費負担額に対しこの規程による減免を実施する。

第4条 ① 留学による学費の減免を行う場合は、学期を単位として取り扱う。

② 減免の対象となる学期とは、学部または研究科が留学を許可した学期とする。

③ 減免の期間は、学部にあつては4学期間、大学院にあつては、第9条第2項に定める場合を除き、6学期間を超えないものとする。

④ 私費留学による減免の期間と学費の相互免除が含まれる交換留学の減免の期間は、通算して前項を適用する。

第5条 留学の許可を取り消された場合は、その間に減免した学費の一部または全額を納入させることがある。

第6条 この規程の適用に当たり疑義を生じた場合は、その都度塾長が決定する。

第7条 この規程の改廃は、大学評議会および大学院委員会の議を経て塾長が決定する。

第2章 交換留学

第8条 学費の相互免除が含まれる交換留学については、減免の対象とはしない。ただし、交換留学の減免の期間については第4条第4項を適用する。

第9条 学費の相互免除が含まれない交換留学における学費の取り扱いは次のとおりとする。

① 当該の協定による交換留学として学部または研究科が許可した学期について、その学期の学費の本人負担を減免する。

② 前項の減免の期間は、大学院にあつては2学期間を超えないものとする。

③ 留学の許可を取り消された場合は、その間に減免した学費の一部または全額を納入させることがある。

④ 相手先大学または大学院に支払うべき学費、その他に変動があった場合は、本条の扱いを見直すものとする。

第3章 私費留学

第10条 私費留学における学費の取り扱いは、次のとおりとする。

留学を許可された学期の属する年度の授業料、施設設備費および実験実習費について、各学期において減免する。ただし、学部においては、本大学での学習を奨励するため、入学から1年間の学費は全額納入させることとし、入学から2年目以降の学期について、留学による減免の対象とする。大学院においては、この限りではない。

第4章 2008年度以前の学部留学および2012年度以前の大学院留学

第11条 交換留学における学費の取り扱いについては、「第2章 交換留学」に定めるところとする。

第12条 私費留学における学費の取り扱いは次のとおりとする。

留学を許可された学期の属する年度の授業料または在学科、施設設備費および実験実習費について、各学期において半額を減免する。ただし、法務研究科においては、各学期の授業料について全額を減免する。

第5章 会計手続

第13条 第9条における学費の会計手続は次のとおりとする。

① 各学期において学費の全額を減免する。

② 前項にかかわらず、2008年度以前の学部留学および2012年度以前の大学院留学（法務研究科に在籍する者を除く）については、各学期において授業料または在学科、施設設備費および実験実習費の半額を減免する。

附 則（2020年6月5日）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

2-2 休学期間中の学費の取り扱いに関する規程

平成20年11月11日制定
平成28年12月6日改正

（目的）

第1条 慶應義塾大学学部学則（大正9年5月5日制定）第152条により休学を認められた学部学生、慶應義塾大学大学院学則（大正9年5月5日制定）第125条により休学を認められた大学院学生および慶應義塾大学大学院法務研究科学

則（平成15年12月5日制定）第25条により休学を認められた大学院法務研究科学生（以下、「休学者」という。）の学費に関する取り扱いは、この規程の定めるところによる。（対象）

第2条 この規程は、平成21年度以降学部に入学者（第2学年編入学については平成22年度以降、第3学年編入学については平成23年度以降に入学者）、平成25年度以降大学院に入学者に適用する。ただし、大学院法務研究科については、入学年度に拘わらず適用する。（学費の取り扱い）

第3条 休学期間中の学費の取り扱いは、次のとおりとする。

- 1 大学院学生については、授業料、施設設備費および実験実習費（以下、あわせて「授業料等」という。）を減免する。
- 2 学部学生については、次のとおりとする。
 - ア 入学から1年間を除く休学期間中は「授業料等」を減免する。
 - イ 本大学での学習を奨励するため、入学から1年間の学費は全額納入させることとする。
 - ウ イの定めに関わらず、次の理由で休学する場合は、審査の上、入学から1年間についても「授業料等」を減免することができるものとする。
 - （ア）母国における兵役義務
 - （イ）正課中の事故による傷害
 - （ウ）課外活動中の事故による傷害
 - （エ）地震・台風等の大規模な自然災害（激甚災害）の影響

（申請）

第4条 前条第2号ウの理由により休学する者が減免を申請する場合は、所定の申請書および休学許可書に、次に定める書類を添えて、学生総合センター長に提出しなければならない。

- 1 母国における兵役義務
徴兵を証明する書類
- 2 正課中の事故による傷害
診断書および履修科目証明書
- 3 課外活動中の事故による傷害
診断書および課外活動であることを証明する書類（学外行事届、学内集会届、届出書等）
- 4 地震・台風等の大規模な自然災害（激甚災害）の影響
休学を要することを証明する書類

（審査）

第5条 第3条第2号ウの審査は、大学奨学委員会がこれを行い、塾長が決定する。

（減免の取消し）

第6条 休学者が虚偽の申請その他不正な方法で減免を受けた場合には、減免の措置を取り消すとともに、すでに減免を受けた「授業料等」の全部または一部を納入させることができる。（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、大学奨学委員会ならびに大学院奨学委員会の議を経て、塾長がこれを決定する。

（所管）

第8条 この規程の運営事務は、学生部の所管とする。

附 則（平成28年12月6日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

3 その他

3－1 大学院在学期間延長者取扱内規

昭和59年3月16日制定

平成26年12月9日改正

第1条 本塾大学大学院後期博士課程（医学研究科および薬学研究科薬学専攻にあつては博士課程）において、当該課程修了要件のうち学位論文の審査並びに最終試験を除き所定の教育課程を終えた後、引続き博士学位取得のために在学する者の取扱いは、この内規の定めるところによる。

第2条 在学期間延長を希望する者は、指導教授の許可を得て研究科委員会に「在学期間延長許可願」を提出し、承認を得なければならない。

第3条 研究科委員会は、研究継続の必要性等在学を延長する充分な理由があると認め、かつ教育並びに研究に支障のない場合、大学院学則第128条に定める在学最長年限を超えない範囲で、引続き1年間または次の学期末までの在学を許可できるものとする。

第4条 在学期間延長者が延長期間終了後も引続き在学を希望するときには、新たに「在学期間延長許可願」を提出し、研究科委員会の承認を得なければならない。

第5条 学則定員その他の理由から延長が認められない場合は、大学院学則第153条に定める研究生として受け入れることができる。

第6条 この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則（平成26年12月9日）

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

3－2 慶應義塾大学大学院在学期間延長者ならびに年度途中の修了者に対する在学科その他の学費に関する取扱内規

昭和59年3月30日制定

2023年12月22日改正

第1条 ① 本塾大学大学院修士課程および後期博士課程（医学研究科および薬学研究科薬学専攻にあつては博士課程）において「学位の授与に関する内規」第3条第2項もしくは第3項および第4項により年度途中の日をもって課程修了する場合の学費は、その課程修了の日が春学期末日までの者に限り、次のとおりとする。

- 1 在学科（毎年）もしくは授業料（毎年）
大学院学則第131条に定める金額の2分の1に相当する額
- 2 在籍基本料（毎年）
大学院学則第131条に定める金額の2分の1に相当する額
- 3 施設設備費（毎年）
大学院学則第131条に定める金額の2分の1に相当する額
- 4 削除
- 5 実験実習費（毎年）
大学院学則第131条に定める金額の2分の1に相当する額

② 本塾大学大学院専門職学位課程において「学位の授与に関する内規」第3条第7項により年度途中の日をもって課程修了する場合の学費は、その課程修了の日が春学期末日までの者に限り、次のとおりとする。

- 1 授業料（毎年）
大学院法務研究科学則第 30 条に定める金額の 2 分の 1
に相当する額
- 2 在籍料（毎年）もしくは在籍基本料（毎年）
大学院法務研究科学則第 30 条に定める金額の 2 分の 1
に相当する額
- 3 施設設備費（毎年）
大学院法務研究科学則第 30 条に定める金額の 2 分の 1
に相当する額

第 2 条 ① 本塾大学大学院後期博士課程（医学研究科および
薬学研究科薬学専攻にあっては博士課程）において「大学院
在学期間延長者取扱内規」による在学期間延長者の学費は、
次のとおりとする。

- 1 在籍基本料
60,000円
- 2 論文指導料
文、経済、法、社会、商、政策・メディア、経営管理、シ
ステムデザイン・マネジメント、メディアデザイン研究科
110,000円
医、理工、健康マネジメント、薬学研究科
190,000円

② 在学期間延長者が「学位の授与に関する内規」第 3 条第 5
項および第 6 項により年度途中の日をもって課程修了する
場合の学費は、その課程修了の日が春学期末日までの者に限
り前項に定める金額の 2 分の 1 に相当する額。

第 3 条 「大学院在学期間延長者取扱内規」第 5 条による研究
生は、大学院学則第 153 条第 2 項に定める登録料を免除し、
初年度に限り審査料を徴収しない。

第 4 条 この内規の改廃は、常任理事会の議を経て、塾長が決
定する。

附 則（2023年12月22日）

第 1 条 在籍基本料、論文指導料の額は、スライド制を適用
する。

第 2 条 この内規は、2024年 4 月 1 日から施行する。

3-3 協生館大学院生用簡易ロッカー使用規則

この規則は、慶應義塾が設置し、慶應義塾大学日吉学生部学生部（以下、「学生部学生部」という）が管理する協生館簡易ロッカー（以下「本件ロッカー」という。）が設置された目的、これを利用する方法、その利用に当たって遵守すべき事項などを定めるものである。

（本件ロッカーの設置目的等）

第1条

①本件ロッカーは、慶應義塾大学大学院経営管理研究科修士課程学生、同システムデザイン・マネジメント研究科、同メディアデザイン研究科に所属する学生（以下単に「学生」という。）の修学を補助する目的で、設置されたものである。また、本件ロッカーは、あくまで、キャンパスを訪れた学生が、その持参した修学に必要な物を、一時的に保管するために提供されるものである。

②学生は、貴重品及び修学に必要ではない物を保管するために本件ロッカーを利用してはならない。

（管理責任等）

第2条

①保管のために本件ロッカー内に置いた物（以下「内容物」という。）については、これを利用する学生自身がそれを管理する義務及び責任を負う。

②内容物に盗難、紛失または毀損等が生じても、学生部は一切責任を負わない。本件ロッカーを利用する学生が他の利用者または第三者の行為や収容物に起因して損害を被った場合も、同様である。

③学生部は、施設の管理上必要があると認めるときは、利用者の事前の承諾を得ることなく、本件ロッカーを開扉し、内容物の検査を行うことができる。この場合、学生部は、錠を外し、封を開き、その他必要な処分をすることができる。なお、これらの処分によって損害が生じても、学生部は、それを賠償する義務を負わない。

（利用可能な期間等）

第3条

①学生は、学生部から許可を受けて、本件ロッカーを利用することができる。

②本件ロッカーを利用可能な期間は、原則として、当該学生が在学している間とする。ただし、学生部が、許可に当たってこれよりも短い期間を定めたときは、当該期間が満了するまでとする。

③前項の期間中であっても、許可が取り消されたときは、当該学生は以後本件ロッカーを利用することはできない。

④協生館の閉館日及び開館時間外は、本件ロッカーを利用することはできない。

（禁止事項）

第4条 次に掲げる事項を禁止する。

①本件ロッカーの交換・転貸・無断専有等、指定された本件ロッカー以外の場所を使用すること。

②以下のものを本件ロッカー内に収容すること。

- ・貴重物（重要な物品、書類、資料等を含む）。
- ・第三者から預かったもの。
- ・その他、修学に関係のない物品ならびに保管に適さないまたは学生部が不適切と判断するもの。

③鍵つき本件ロッカー使用者については鍵の複製をすること。

（許可の取消し）

第5条

次の各号に掲げる事由が1つでもあるときは、学生部は、当該学生に対する許可を取り消すことができる。

① 学生が学則上または事実上キャンパスを訪れることができなくなったとき。

② 学生がこの規則に違反したとき。

（本件ロッカーの廃止等）

第6条

慶應義塾は、施設の管理上の理由、本件ロッカーの利用上の理由その他により、1 か月前までにその旨を学生に通知したうえで、本件ロッカーの全部または一部の提供を廃止またはその設置場所を変更することができる。

（内容物の搬出等）

第7条

①本件ロッカーを利用可能な期間が満了したとき、許可が取り消されたときは、当該学生は、直ちに内容物を搬出しなければならない。本件ロッカーの全部または一部を廃止またはその設置場所を変更するときも、同様とする。

②催告を受けたにもかかわらず学生が内容物の搬出をしないときは、学生部は、自らまたは第三者に依頼して、内容物を搬出することができるものとする。この場合に、第 2 条③を準用する。また、そのために費用を要したときは、当該費用については、当該学生が負担しなければならない。

(不正利用および放置物の取り扱い)

第 8 条

①4 条に反する行為が発見されたときは、学生部は利用者の了解なく、また理由の如何を問わず、当該本件ロッカーから内容物を撤去し処分する。

②前項の規定により保管物を撤去された利用者には、以後本件ロッカーを貸与しない。

③上記(1)の規定による内容物の処分に対し、利用者は一切の権利を放棄したものとみなし、学生部に対して本件ロッカー保管物の引渡請求その他、理由の如何を問わず何らの異議を申し立てないものとする。

④ 大学院担当は、7 条①の場合において、利用者又は所有者等を特定するために必要な限度において、本件ロッカー内容物を調査することができるものとする。

⑤大学院担当は、管理上支障があるときは、本件ロッカーにおいて掲示して予告した上で、本件ロッカー内容物を他の場所に移動することができるものとする。

⑥大学院担当は、⑤に該当する所有者等に対して通知し、又は本件ロッカーにおいて掲示することにより期限を定めて本件ロッカー内容物の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から 3 ヶ月を経過した後、所有者等に 対して通知し、又は本件ロッカーにおいて掲示して予告した上で、内容物の廃棄その他の処分をすることができるものとする。

⑦学生部は、本件ロッカーエリアの公共スペースに放置物品を発見した場合、移動、廃棄その他の処分をすることができる。

(利用者の賠償責任)

第 9 条

利用者が本規則もしくは各研究科が別途定める規定に違反した場合、または故意もしくは重大な過失により本件ロッカーを破損した場合は、原状回復費用を賠償しなければならない。

(規則の改廃)

第 10 条 この規則の改廃は、学生部が行う。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

個人情報の取扱いについて

慶應義塾では個人情報の取扱いに際して「慶應義塾個人情報保護基本方針」および「慶應義塾個人情報保護規程」を遵守し、適正かつ安全に管理します。

入学手続、ならびに入学後にお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報は、慶應義塾各部門におきまして、① 入学手続、② 学事（学生が関与する学術研究活動を含みます。）に関する管理、連絡および手続、③ 学生生活全般に関する管理、連絡および手続、④ 大学内の施設・設備利用に関する管理、連絡および手続、⑤ 寄付金、学校債、維持会および慶應カードの募集等に関する連絡、⑥ 本人および保証人宛に送付する各種書類の発送その他の連絡、⑦ 三田会（同窓会）に関する書類送付とこれらに付随する事項を行うために利用します。また、個人が特定できないように統計処理した個人情報のデータは、本学における入学者選抜のための調査・研究の資料として利用されます。

上記の業務は、その一部を慶應義塾より当該業務の委託を受けた業者（以下、「受託業者」といいます。）において行います。業務委託にあたり、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、お知らせいただいた個人情報の全部または一部を提供することがあります。

また、慶應義塾では三田会（同窓会）活動を支援する一環として、卒業後も三田会（同窓会）から要請があった場合は、所定の手続および審査の上で必要な範囲内において個人情報を提供することがあります。

その他、法律上開示すべき義務を負う場合や、学生本人または第三者の生命／身体／財産を保護するために必要であって本人の同意を得ることが困難な場合など、法令上の例外事由に該当する場合には、第三者に個人情報を開示することがあります。

慶應義塾は、以上の場合を除いて、同意なく、個人情報を第三者に開示いたしません。

個人情報の取扱いについて

<https://www.keio.ac.jp/ja/privacy-policy/>

